第2期 川口市 子ども・子育て支援事業計画

みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち



あいさつ

近年、わが国では少子化が進行し、出生率の低下に歯止めをかけることが喫緊の課題となっています。また、女性の就業率の上昇などにより、保育の必要がある子どもが増加し、保育所等に入れない待機児童が発生していることや、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの不安を感じている方がいることなど、子育てをめぐる様々な課題が生じています。



このような状況の中、国では質の高い幼児期の教育・保育の拡大や地域の子育て支援の充実を目指して、平成27年4月より、子ども・子育て支援新制度を開始いたしました。

本市におきましても、平成 27 年度から令和元年度までを計画期間とする「川口市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的かつ計画的に保育施設の整備や子育て支援事業に取り組んだ結果、私が市長に就任した時には 6,522 人だった保育定員は、この4月に 11,200 人を超える見込みです。

この度、この第1期計画が完了したことから、これまでの実績や施策推進の課題を整理するとともに、子育て支援をめぐる最近の動向を踏まえ、令和2年度から6年度を計画期間とする「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

第2期計画では、第1期計画の基本理念である「みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち」を引き継ぎ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援体制のさらなる充実に取り組んで参ります。また、近年、子どもの貧困や児童虐待の増加が問題となっており、子どもの権利を守る取り組みが重要であると考えます。このことから、児童憲章や子ども・子育て支援法などの理念を踏まえ、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、施策の推進に取り組んで参ります。

今後も、市民の皆様や企業、関係団体の皆様と力を合わせ、本市がさらなる「本当に住み やすいまち、子育てしやすいまち」となるよう、児童福祉行政に取り組んで参ります。

この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました川口市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会の委員の皆様、ニーズ調査にご協力をいただきました市民の皆様並びに 関係各位に対し、心からお礼申し上げるとともに、今後の計画推進につきましても、なおー 層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

咖啡 奧/木信夫

計画中間見直しの基本的な考え方

<計画中間見直しの背景>

本市では、令和2年3月に「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべて の子どもが健やかに成長することができるよう、子ども・子育て支援に関する施策を推進し ています。

本計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間としていますが、計画期間中に大幅な法制度の改正や社会状況の大きな変化が生じた場合、必要に応じて計画を見直す場合があるとしています。

計画の中間年に際し、令和4年の児童福祉法改正により子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充を行うこととされたこと、少子化が想定より進行していること、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変容など様々な要因を踏まえ、計画の見直しを行います。

(本市の人口の推移)

(単位:人)

<計画中間見直しの方向性>

計画の中間見直しは、主に次の2つの観点から行います。

(- > > <		JE 12 /		
	平成 31 年		令和4年	
	実績	推計	実績	実績-推計
0 歳	4, 696	4, 943	3, 974	-969
1~2歳	10, 027	9, 976	8, 689	-1, 287
3~5 歳	15, 427	14, 540	14, 145	-395
合計	30, 150	29, 459	26, 808	-2, 651

(1) 少子化及び生活様式の変容に伴うニーズの変化

計画策定時に行った人口推計と比較して現在の子どもの人口が大幅に下回っていること、生活様式の変容と相まって保育施設の利用ニーズが計画値を下回っていることなどを考慮し、主に実績値をもとに令和5・6年度の「教育・保育」や「乳児家庭全戸訪問事業」等の量の見込みと提供体制を見直します。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により今後の状況が十分に見通せないことから、令和5・6年度の子どもの人口推計の見直しは行わないこととしますが、推計と比較して出生数が特に大きく下回っていることから、妊娠・出産期に利用される事業については、実績値を基に必要な見直しを行います。

(2) 計画策定後の事業拡充・見直し

本市では、必要な支援を速やかに行う観点から、必要に応じて新規事業の実施及び既存事業の拡充・見直しを進めています。今回の中間見直しに際して、本計画の策定後に開始・拡充された事業を計画に位置付けるとともに、令和4年の児童福祉法改正により新たに市が行うこととされた事業のうち、現時点で開始に向けた方向性が定まっている事業を計画に位置付けます。

令和5年3月

目次

第1草 計画の東定にあた	o(••••••	1
1 計画策定の背景と目的			3
2 計画の性格と位置づけ			4
3 計画の期間			5
4 計画策定の経緯			6
5 子ども・子育て支援新制度の	の概要		7
第2章 子ども・子育て支援	にかかる課題		9
1 平日の定期的な教育・保育	「ニーズ		11
2 子育て支援事業			14
3 放課後の過ごし方			18
4 子育てと就労の両立	••••		20
5 子育て環境			24
第3章 計画の基本的な考	え方		29
1 基本理念			31
2 基本目標(計画推進の視			
3 計画の体系			33
第4章 総合的な施策の展	開		35
目標1 すべての家庭の安心て	海にバフ奈さんたねに	【宏庭主控】	27
		【30.建义]及】	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		充実	
目標2 すべての子どもの健やが			
目標3 すべての市民が参加す			
(1) 子育で・子育ち参加の	D意識啓発と実践		58
(2) 様々な状況にある子 ⁻	育て家庭への支援		62
重点項目			71
(1) 認定こども園への移行	促進		71
(2) 公立保育所のあり方	こ関する基本方針		72
(3) 子ども家庭総合支援	拠点の整備		73
(4) 放課後児童対策の指	É進(新・放課後子ども総	合プラン)	74
(5) ヤングケアラー支援			77

第5	章	量の見込みと提供体制	79
1	教育	·保育提供区域	31
2	将来	の子ども人口	32
3	幼児	期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策	37
	(1)	量の見込みと提供体制	38
	(2)	提供体制の確保の考え方	93
4	地域	子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	94
	(1)	時間外保育事業【延長保育事業】	94
	(2)	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	95
	(3)	一時預かり事業(未就学児)	97
	(4)	病児·病後児保育事業10	OC
	(5)	ファミリー・サポート・センター事業(就学児)(子育て援助活動支援事業)10	Э1
	(6)	子育て短期支援事業【子どものショートステイ事業】10	Э2
	(7)	地域子育て支援拠点事業【地域子育て支援センター、つどいの広場事業、おやこの遊びひろば事業】. 10	23
	(8)	利用者支援事業10	Э4
	(9)	乳児家庭全戸訪問事業【新生児訪問事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業】10	Э6
	(10))養育支援訪問事業【養育支援訪問】10	Э7
	(11)妊婦健康診査10	3C
	(12	2)実費徴収に係る補足給付を行う事業10	3C
	(13	3) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業10	2 9
	(14	.) 子育て世帯訪問支援事業 10	2 9
	(15	i)親子関係形成支援事業 10	9
第6	章	子どもの貧困対策の推進1	11
1	国・眞	見の動向1 1	13
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	子ど t	5の貧困対策の基本方針 1	18
	(1)	基本理念1	18
	(2)	基本目標1	18
	(3)	施策体系1	19
4	本市	の取り組み1 ₂	20
	(1)	教育の支援12	20
	(2)	生活の支援12	25
	(3)	保護者の就労支援と経済的支援1	33
第7	7 章	計画の推進13	39
1	計画	の点検・評価14	41

2	児童福祉専門分科会	141
3	地域や関係機関との連携	141
4	国・県との連携	142
資料	以編	143
1	川口市社会福祉審議会条例	145
2	川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿	146
3	計画策定の経緯	147

章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国では少子高齢化と人口減少の進行が予測されており、出生率減少と少子化に早期に 歯止めをかけるため、子育て環境の充実が国全体の最重要テーマのひとつとなっています。 そのような中、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関 連3法」が制定され、平成27年度から全国の自治体で子ども・子育て支援新制度に基づく 事業がはじまりました。

川口市(以下、「本市」という。)では、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度~令和元年度(平成31年度)を計画期間とする「川口市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定しました。

さらに、平成 29 年度には中間見直しを行い、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応し、総合的かつ計画的に子育て支援の充実を図ってきました。

子ども・子育て支援新制度の開始以降も、国は平成28年の「ニッポンー億総活躍プラン」において「ニッポンー億総活躍社会の実現」という将来像を打ち出し、働き方改革、外国人就労の機会拡大、女性活躍社会の推進等の経済振興とそれを支える子育て支援策を一体的に推進することとし、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を導入しました。

また、社会的な要請として、障害児福祉の充実、子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援、外国人幼児・児童生徒への支援の充実等が、より強く求められるようになっています。 特に、児童虐待については、年々相談件数が増加していることから、児童虐待防止・早期発見のための取り組みをこれまで以上に進める必要があります。

この度、第1期計画の完了を迎えたことから、社会動向を念頭に置きながら、第1期計画の実績、施策推進の課題を整理し、幼児教育・保育の無償化という新しい制度の下、一人ひとりの子どもが健やかに成長することのできる社会形成をさらに進めるため、「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

『令和』という新しい時代を迎えた今日、市民・企業・関係団体等と協力・連携して、本計画に基づき、より質の高い教育・保育の提供とともに、すべての子どもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組みます。

2 計画の性格と位置づけ

【法的根拠】

本計画は、子ども・子育て支援法の基本理念(第2条)を踏まえ、同法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【子ども・子育て支援法 第2条(基本理念)】

- 〇子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという 基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員 が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 〇子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の 経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 〇子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率 的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

本計画の策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を踏まえています。

また、本計画は、子ども・子育て支援を幅広い視点で推進していくため、下記の計画を包含するものとします。

- 次世代育成支援対策推進法に基づく、「次世代育成支援行動計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、「自立促進計画」
- 〇 子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下、「子どもの貧困対策推進法」という。)に 基づく、「子どもの貧困対策計画」
- 厚生労働省通知に基づく、「母子保健計画」

【本市計画体系等における位置づけ】

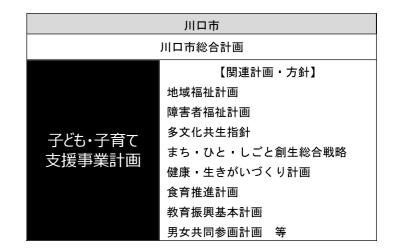
本計画は、本市の上位計画である「川口市総合計画」に則し、関連する地域福祉計画及び各分野の個別計画・方針(障害者福祉計画、多文化共生指針、ひとり親自立促進対策等)と連携を図りながら、推進するものです。

また、国及び埼玉県(以下、「県」という。)の子ども・子育て支援の関連計画と整合性を図 り、策定しています。

【本計画の位置づけ】

子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法 児童福祉法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 子どもの貧困対策推進法 埼玉県子育て応援行動計画

国・県



3 計画の期間

本計画は、令和 2 年度(2020年度)から令和 6 年度(2024年度)までの 5 年間を計画期間とします。

なお、計画期間中に大幅な法制度の改正や社会状況の大きな変化が生じた場合、必要に応じて計画を見直す場合があります。

 平成 17 年度
 平成 22 年度
 平成 27 年度
 令和 2 年度

 平成 21 年度
 平成 26 年度
 令和元年度
 令和 6 年度

 次世代育成支援行動計画(後期)
 次世代育成支援行動計画(後期)

 子ども・子育て支援事業計画
 本計画

【子ども・子育てに関連する計画の期間】

4 計画策定の経緯

【市民意向の反映】

本計画の策定に先立ち、子育て支援事業の利用状況や今後の利用希望を把握し、計画に反映することを目的として、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者を対象とする子ども・ 子育て支援に関するニーズ調査(アンケート形式)を実施しました。

また、計画案について、市民の皆様から幅広くご意見等をいただき、それを計画に反映するため、パブリック・コメント(意見公募)を実施しました。

【実施概要】

【ニーズ調査】					
種別	就学前児童調査	小学生調査			
調査対象	小学校就学前の子ども(0~5歳) (保護者回答)	小学生の子ども(1~6年生) (保護者回答)			
調査期間	平成30年11月~12月				
調査方法	郵送配布・回収				
配布数	3,800票 3,100票				
回収数	2,068票(回収率 54.4%) 1,715票(回収率 55.3%				
【パブリック・コメント】					
意見募集期間	令和元年11月28日(木)~12月27日(金)				
意見の周知方法	・広報かわぐちにおいて、パブリック・コメントの実施を広報・市ホームページに計画案を掲載・子ども総務課及び市政情報コーナーで計画案を閲覧				
意見の提出方法	書面の持参、郵送、FAX、電子メール				

【計画の策定体制】

社会福祉法に基づき、地域の関係団体・機関等で構成された「川口市社会福祉審議会」(平成 30 年 4 月設置。)の下に設置された「児童福祉専門分科会」(以下、「専門分科会」という。)において、ニーズ調査結果等を踏まえ、計画の基本理念、施策内容等に関する審議を行いました。

庁内においては、「川口市子ども・子育て支援事業計画策定委員会」(以下、「策定委員会」 という。)と、その下部組織であるワーキンググループを組織し、子ども・子育て支援に関連 する事業の総合調整を行い、専門分科会の意見の取りまとめや事業提案を行いました。

5 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年度にはじまりました。

法律施行から5年が経過しましたが、国全体で少子化からの回復基調がみられないことから、政府は社会保障を全世代型へ抜本的に見直し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図って子育て世帯を応援することを決定しました。

令和元年 10 月から子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行され、幼児教育・保育の無償化が導入されました。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担軽減を図る少子化対策の観点等から取り組むものです。また、新制度未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等を利用している利用者に対して、利用料の補助(施設等利用費の支給)を行うための「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。

実施にあたっては、施設・事業者の事務負担への配慮や保護者に対する適時適切な情報提供を行うなどして施設等利用給付を円滑に行います。

第2章子ども・子育て支援にかかる課題

本計画の策定にあたり、統計データや平成30年度に実施したニーズ調査の結果などを踏まえ、子ども・子育て支援に関する課題を「平日の定期的な教育・保育ニーズ」、「子育て支援事業」、「放課後の過ごし方」、「子育てと就労の両立」、「子育て環境」という5つの観点から整理しました。

1 平日の定期的な教育・保育ニーズ

<統計データ/保育所等の利用実績>

- 〇 年々高まる教育・保育ニーズに対応するため、保育所等の認可定員を毎年度増やし、平成 27年度から令和元年度までに合計 2,715人の定員増を行いました。《図表1中①》
- 保育所等の定員数の増加に伴って申し込み者数も増加しており、就学前児童数に対する 保育所等の申し込み割合は年々上昇しています。《図表1中②、下の図表》
- 〇 待機児童数については、定員数の増加によって平成 27 年度の 221 人からは大幅に減少しました。平成 31 年4月1日現在は 76 人となっています。《図表1中③》

図表1 保育所等の状況(各年4月1日現在)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
就学前児童数	31, 296 人	31, 239 人	30,898 人	30,661 人	30, 150 人
施設数	117 施設	127 施設	147 施設	162 施設	175 施設
認可定員数	7, 738 人	8, 082 人	9, 095 人	9, 742 人	10, 453 人
増減 ①	_	344 人	1,013 人	647 人	711 人
申し込み者数	8, 125 人	8, 787 人	9, 573 人	10, 313 人	11,010 人
申し込み割合 ②	26.0%	28. 1%	31.0%	33.6%	36. 5%
利用者数	7, 264 人	7, 733 人	8, 533 人	9, 263 人	9, 887 人
利用割合	23. 2%	24. 8%	27.6%	30. 2%	32. 8%
待機児童数 ③	221 人	98 人	49 人	82 人	76 人
増減	_	-123 人	-49 人	33 人	-6 人

図表 2 保育所等の申し込み割合(年齢別)(各年4月1日現在)

年齢	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
0 歳児	12.0%	13.5%	17.4%	19.7%	20.5%
1・2 歳児	31.1%	32.6%	36.8%	40.1%	45. 2%
3~5 歳児	27. 1%	30.0%	31.4%	33.6%	35.8%
0~5 歳児合計	26.0%	28. 1%	31.0%	33.6%	36.5%

<二-ズ調査結果/教育・保育事業の利用状況>

○ 幼稚園や保育所等の利用状況は、O~2 歳は「認可保育所」が 50%~60%台と高くなっています。3~5 歳は「幼稚園」が 50%~60%台と高く、次いで「認可保育所」が 20%~30%台となっています。《図表3》

$m \pm 2$	【就学前】幼稚園や保育所等の利用状況	(0/)
1971—75	DE DE DE DE DE DE DE DE	10/01

	回答者(人)	幼稚園	幼稚園と預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模保育事業	家庭的保育	事業所内保育事業	企業主導型保育事業	家庭保育室	保育施設	センター ファミリー・サポート・
全体	1, 268	37.9	7. 2	41.6	0. 6	4. 2	0. 2	0. 9	0. 7	0. 6	4. 0	0.6
0 歳	92	5.4	0.0	53.3	0.0	7. 6	0.0	4. 3	3. 3	2. 2	16.3	2. 2
1 歳	163	6. 1	2. 5	56.4	0.0	16.0	0.6	1. 2	1. 2	1.8	11.0	0.6
2 歳	189	12. 2	2. 1	60.3	0.0	9. 5	0.5	1. 1	1. 1	1. 1	3. 7	0.0
3 歳	316	52. 2	7. 9	35.4	0.9	0. 3	0.0	0.3	0. 6	0.0	2. 2	0.6
4 歳	284	52. 1	12.3	33.5	1.4	0.0	0.0	0. 4	0.0	0. 4	0. 7	0.4
5 歳	201	60. 2	10.9	27. 9	0.5	0. 5	0.0	0. 5	0.0	0.0	0. 5	0.5

○ 「幼稚園や保育所等を利用していない」と回答した人の理由は、O歳は「子どもがまだ小さいため」、1歳以上は「子どもの父母がみている」の割合が最も高くなっています。また、「利用したいが、幼稚園や保育所などに空きがない」の割合は、O~2歳の低年齢児で高くなっています。《図表4》

図表4 【就学前】幼稚園や保育所等を利用していない人の理由(%) ※網掛けは各年齢で最も多い数値

	回答者(人)	子どもの父母がみている	みている子どもの祖父母や親戚の人が	みている近所の人や父母の友人、知人が	などに空きがない 利用したいが、幼稚園や保育所	事業を利用できない利用したいが、経済的な理由で	の時間帯の条件が合わない利用したいが、延長、夜間など	など、納得できる事業がない利用したいが、事業の質や場所	時預かりなど)を利用している不定期での預かりサービス(一	子どもがまだ小さいため
全体	744	54.0	7. 8	0. 7	18.4	3. 8	1. 1	1.2	2. 6	55. 4
0 歳	369	49.6	7. 9	0.3	18. 7	3. 3	1.4	1.6	1. 1	60. 4
1 歳	174	62.1	8.0	0.6	22. 4	5. 7	0.6	1.1	4. 6	55. 2
2 歳	161	58. 4	7. 5	1. 2	13. 7	2. 5	1. 2	0.6	3. 1	50. 9
3 歳	20	50.0	15. 0	5.0	10.0	5.0	-	-	5. 0	15. 0
4 歳	2	50.0	_	-	-	1	-	-	-	_
5 歳	4	50.0	-	_	_	25. 0	_	_	25.0	50. 0

〇 保護者の共働き状況別にみると、"フルタイムで共働き"では「認可保育所」が 76.4% と高く、「幼稚園」や「幼稚園と預かり保育」は4%程度となっています。"いずれかパートで共働き"では「幼稚園」と「認可保育所」がともに 30%台、「幼稚園と預かり保育」が 14.9%となっています。《図表5》

図表 5 【就学前】保護者の共働き状況別の幼稚園や保育所等の利用状況(%) ※網掛けは各年齢で最も多い数値

	回答者(人)	幼稚園	幼稚園と預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模保育事業	家庭的保育	事業所内保育事業	企業主導型保育事業	家庭保育室	その他の認可外保育施設	ファミリー・サポート・センター
フルタイムで共働き	450	3.6	4. 0	76.4	0.4	6. 9	0. 2	1.1	0. 7	-	5.3	0. 9
いずれかパートで共働き	295	37. 3	14. 9	33. 2	0. 7	4. 7	0.3	1.7	2. 0	1.4	5.4	_
父母ともパートで共働き	5	20.0	_	80.0	-	_	-	-	_	-	-	_
父母いずれかが在宅	254	84. 6	4. 7	2. 0	0.8	1	ı	-	_	0.4	1.6	0. 4

<これからの課題>

- 近年、低年齢児の保育所等の申し込み割合が高まっており、また、「利用したいが、幼稚園や保育所などに空きがない」の割合が○~2歳で高くなっています。こうした状況から、今後も低年齢児の保育ニーズは高いと考えられます。そのため、待機児童解消に向けて、引き続き、保育施設の整備を進める必要があります。その一方で、今後の少子化の進行を念頭に置き、中長期的な視点で施設整備のあり方を検討することも必要です。
- 共働き家庭の増加や就労形態の多様化に伴い、幼稚園で長い時間の預かりを希望する傾向がみられます。また、1年以内の就労希望を持つ母親においてもパート、アルバイトや扶養の範囲内を希望する割合が高くなっています。このことから、今後、幼稚園において、長時間も含めた多様な預かり保育へのニーズの高まりに対応する必要があります。
- 小規模保育事業所を利用している人のうち、「年齢制限があり、転園の必要がある」ことを不満の理由に挙げている割合が高いことも踏まえ、○~2歳児を預かる小規模保育事業所の3歳以降の受け皿となる連携施設の確保を進める必要があります。
- 保育施設の整備とともに、保育の質の向上も進める必要があります。特に、それを支える保育士の人材確保と育成は非常に重要です。

2 子育て支援事業

<統計データ/地域子ども・子育て支援事業の利用状況>

○ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の利用状況をみると、5年間を通じて、多くの事業で計画値を上回る、あるいは計画値に近い実績となりました。その中で、病児・病後児保育事業の利用は計画値を大きく下回りました。《図表6》

図表6 地域子ども・子育て支援事業の計画と実績

事業名	項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
時間外保育事業	計画	人	2, 870	2, 980	3, 050	6, 198
(延長保育事業)	実績		4, 321	5, 382	6, 017	6, 781
放課後児童クラブ (低学年)	計画	実人数/年	3, 500	3, 500	3, 500	3, 500
(放課後児童健全育成事業)	実績		3, 797	4, 161	4, 242	4, 321
(高学年)	計画	実人数/年	1, 000	1, 100	1, 100	1, 100
	実績		991	993	842	983
幼稚園の一時預かり(1号認定による利用)	計画	人日/年	30, 600	31, 780	32, 950	34, 130
	実績		23, 387	31, 235	33, 074	35, 017
(2 号認定による利用)	計画	人日/年	169, 100	175, 600	182, 100	188, 600
	実績		132, 521	176, 995	187, 421	198, 428
保育所の一時預かり、ファミリー・	計画	人日/年	13, 800	13, 800	13, 800	13, 800
サポート・センター、トワイライトステイ	実績		15, 692	14, 578	13, 591	14, 011
病児・病後児保育事業	計画	人日/年	920	920	1, 275	1, 275
	実績		425	425	495	495
子育て援助活動支援事業	計画	人日/週	80	80	80	80
(ファミリー・サポート・センター)	実績		80	80	80	80
子育て短期支援事業	計画	日/年	10	10	10	10
	実績		10	10	10	10
地域子育て支援拠点事業	計画	人回/年	170, 700	172, 700	176, 700	180, 900
	実績		166, 800	177, 000	177, 000	180, 000
利用者支援事業	計画	か所	3	3	3	8
	実績		2	3	8	8
乳児家庭全戸訪問事業	計画	実人数/年	5, 300	5, 300	5, 300	5, 200
	実績		5, 335	5, 232	5, 300	5, 200
養育支援訪問事業	計画	人	290	310	200	220
	実績		471	557	202	240
妊婦健康診査	計画	実人数/年	5, 500	5, 500	5, 500	5, 450
	実績		5, 670	5, 733	5, 263	5, 075

事業名	項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実費徴収に係る補足給付を行う事業	計画	世帯数				
	実績			48	41	26
多様な主体が本制度に参入することを促進 するための事業	第1期計画中は、対象となる事業者がありませんでした。					

<二-ズ調査結果/病児・病後児保育室の利用意向、不定期の一時預かりの利用意向>

- 子どもが病気やケガで幼稚園や保育所、学校等を休んだ時の対応について、「母親が仕事を休んだ」が【就学前】66.2%、【小学生】58.1%とそれぞれ最も高くなっています。
- 病児・病後児保育室を利用しない理由は、【就学前】【小学生】ともに「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」や「親が仕事を休んで対応する」の割合が高くなっています。 また、「利用方法が分からない」、「利用までの手続きがわずらわしい」、「利用料がかかる、高い」、「そもそも制度を知らなかった」の割合も一定程度みられます。
- 【就学前】の病児・病後児保育室の利用意向をみると、○~2歳では「できれば病児・病後児保育室を利用したかった」の割合が2割以上あり、3歳以上に比べて高くなっています。《図表7》

図表 7 【就学前】病児・病後児保育室の利用意向(%)

	回答者(人)	できれば病児・病後児保育室 を利用したかった	利用したいとは思わなかった	無回答
全体	1, 060	15. 7	64. 8	19. 5
0 歳	76	34. 2	47. 4	18. 4
1 歳	143	22. 4	58. 7	18. 9
2 歳	156	21.8	61.5	16. 7
3 歳	266	11.7	65. 8	22. 6
4 歳	238	9. 7	72. 3	18. 1
5 歳	160	10.0	68. 1	21. 9

- 〇 保護者の用事等で不定期に子どもを預ける事業の利用について、「利用していない」が【就 学前】78.0%、【小学生】91.3%とそれぞれ最も高くなっています。
- 〇 不定期に子どもを預ける事業の利用意向は【就学前】が60.3%であり、前回調査(平成25年)の47.3%から13ポイント高くなっています。《次ページの図表8》

母数=2,068 単数回答
利用したい
利用する必要はない
無回答
1.7
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%

図表8 【就学前】不定期に子どもを預ける事業の利用意向(%)

<ニーズ調査結果/子どもをみてもらえる状況>

○ 【就学前】の子どもをみてもらえる親族や知人の状況は、"祖父母と同居"の家庭では「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が72.5%、"祖父母と近居している"家庭では「緊急時もしくは用事の時には祖父母などの親族にみてもらえる」が市内、市外ともに70%~80%台と高くなっています。一方、"いずれもない"家庭では、「だれもいない」が36.0%であり、祖父母との同居や近居に比べて高くなっています。《図表9》

図表9 【就学前】子どもをみてもらえる親族や知人の有無(%)

	回答者(人)	族にみてもらえる日常的に祖父母などの親	みてもらえるには祖父母などの親族に緊急時もしくは用事の時	らえる友人、知人がいる日常的に子どもをみても	る友人、知人がいるには子どもをみてもらえ緊急時もしくは用事の時	だれもいない
全体	2, 068	21.4	61.4	4. 0	18. 4	16. 7
祖父母と同居	153	72. 5	42. 5	7. 8	22. 9	0. 7
祖父母と近居(市内)	748	34. 4	72. 5	4. 8	15. 5	3. 5
祖父母と近居(市外)	285	15. 1	80.0	3. 2	17. 9	6. 3
いずれもない	810	2. 2	48. 4	3. 1	20. 2	36. 0

<これからの課題>

- 病児・病後児保育室の利用が少ない要因として、調査時点では市内に 1 施設であり、地理的に預けたくても預けられない状況になっている他、事業の周知が十分に行き届いていないことも考えられます。そのため、病児・病後児保育室の地域偏在の解消、定期的(継続的)かつ効果的な周知方法の工夫が必要です。
- 一時預かり(不定期に子どもを預ける事業)の利用実績は少ないものの、【就学前】の利用希望が6割であり、潜在的なニーズが考えられます。そのため、保護者のニーズを見極めつつ、適切な環境整備を検討する必要があります。
- ファミリー・サポート・センターについては、引き続き高いニーズがあります ので、利用者、サポーター双方の意見を踏まえ、より利用しやすく、使い勝手 の良い事業にしていく必要があります。
- 妊娠、出産、育児に関して不安を抱えている人の負担を軽減し、安心して育児 をできる環境を整えるため、支援策の充実を図る必要があります。

放課後の過ごし方 3

<統計データ/放課後児童クラブの利用状況>

- 平成 24 年度以降、市内の小学校児童数が 30,000 人前後と横ばいで推移する中、放課 後児童クラブの設置数は増加しており、平成30年5月現在、小学校52校(全校)に 128 室が設置されています。 《図表 10 中①》
- 平成 27 年度から対象学年を小学校 1~3 年生から 1~6 年生に拡大したことにより、 児童数に対する利用割合は低下しましたが、利用児童数は増加しています。《図表 10 中 2)

年次	小学校児童数	放課後児童クラブ 利用児童数 ②	利用

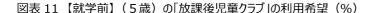
図表 10 小学校と放課後児童クラブの概況(各年5月1日現在)

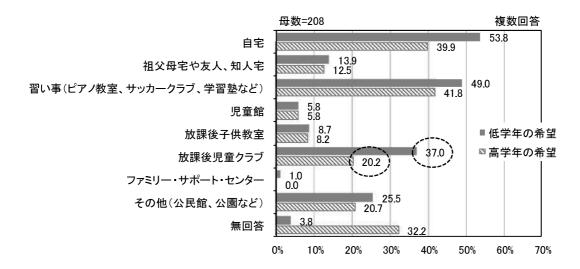
年次	小学校児童数	放課後児童クラブ 利用児童数 ②	利用割合	設置室数 ①
24 年度	29, 930 人	3, 381 人	23. 0%	78 室
25 年度	30,034 人	3, 511 人	23. 5%	79 室
26 年度	30,065 人	3,600 人	24. 1%	79 室
27 年度	29, 815 人	4, 364 人	14.6%	115 室
28 年度	29, 944 人	5, 152 人	17. 2%	120 室
29 年度	30, 125 人	5, 235 人	17. 4%	126 室
30 年度	30, 221 人	5, 163 人	17.1%	128 室

資料:学校基本統計,学務課(各年5月1日現在)

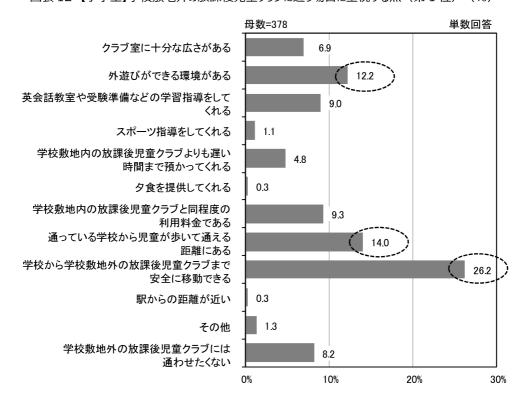
<ニーズ調査結果/放課後児童クラブの利用希望>

〇 【就学前】(5歳)の小学校入学後の「放課後児童クラブ」の利用希望は、低学年で37.0%、 高学年で 20.2%です。《図表 11》





- 〇 【小学生】の「放課後児童クラブ」の利用希望は、低学年で34.4%、高学年で12.7%であり、現在の利用状況と概ね同じ割合となっています。なお、放課後児童クラブの利用希望は「6年生」までが35.7%と最も高くなっています。
- 〇 【小学生】で学校敷地外の放課後児童クラブに通う場合に最も重視する点は、「学校から学校敷地外の放課後児童クラブまで安全に移動できる」が26.2%と高く、次いで「通っている学校から児童が歩いて通える距離にある」、「外遊びができる環境がある」等を挙げています。《図表12》



図表 12 【小学生】学校敷地外の放課後児童クラブに通う場合に重視する点(第1位)(%)

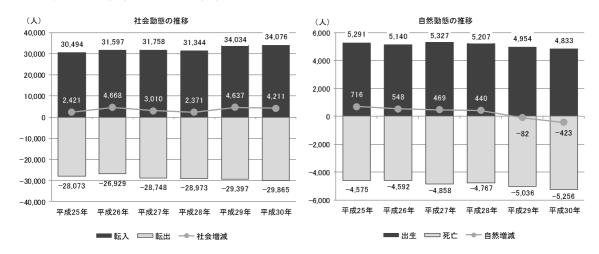
<これからの課題>

- 共働き家庭が増える中、安心して利用できる放課後の居場所づくりが必要です。
- 現在、放課後児童クラブは市が設置する「公設」及び「学校敷地内への設置」 を原則とし、利用要件を満たした希望者全員を受け入れ、かつ、待機児童をだ さないよう運営しています。しかし、一部のクラブでは、子ども達が伸び伸び と時間を過ごすためのスペースや設備の十分な確保に苦慮する状況も発生して います。
- 学校敷地外の放課後児童クラブに通う際に重視する点と、放課後を過ごす場所を選ぶ時に重視する点は一致しており、キーワードである「安全性」、「近さ」を念頭に置いた環境づくりが必要となります。

4 子育てと就労の両立

<統計データ/人口動態、合計特殊出生率、女性の労働力率>

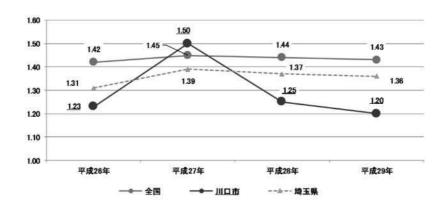
- 〇 平成 25 年から平成 30 年にかけての社会動態(転入・転出)は一貫して転入数が転出数を上回り、大幅な"社会増"となっています。《図表 13 左》
- 〇 同じ期間の自然動態(出生・死亡)をみると、出生数が緩やかに減少する一方、死亡数は 増加傾向です。そのため、平成 28 年までは出生数が死亡数を上回る"自然増"でした が、平成 29 年以降は"自然減"となっています。《図表 13 右》



図表 13 社会動態(左)、自然動態(右)

資料:住民基本台帳人口(各年1月~12月)

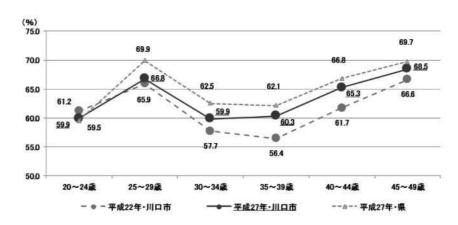
〇 近年の「合計特殊出生率」をみると、平成 27 年は本市が国・県を上回ったものの、それ 以外は本市が国・県を下回る状況が続いています。《図表 14》



図表 14 合計特殊出生率の推移

資料:埼玉県の人口動態概況

- 女性の労働力率(年齢人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、結婚 や出産期にあたる年齢に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向が全国的に みられます。
- 本市の女性の労働力率をみると、25歳以上では平成27年が平成22年を上回り、特に35~39歳で3.9ポイントと大きく上回っています。結婚や出産期の一時的な低下がやや小さくなっていることから、共働きや育児をしながら働く女性が増加していると考えられます。また、平成27年の数値を県と比較すると、25歳以上では本市の数値が県をやや下回っています。《図表15》

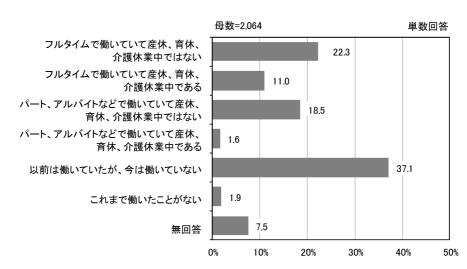


図表 15 女性の労働力率の推移

資料:国勢調査

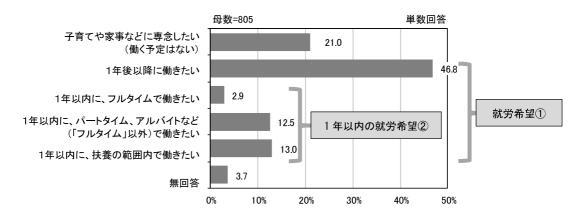
<二-ズ調査結果/母親の就労状況・意向、育児休業の取得>

- 〇 【就学前】の母親の就労状況は、「以前は働いていたが、今は働いていない」が37.1%と、最も高くなっています。《図表16》
- なお、産休、育休、介護休業中も含めた『フルタイム』で働いている割合 33.3%は、前回調査(平成 25 年)の 24.3%から9ポイント高くなっています。



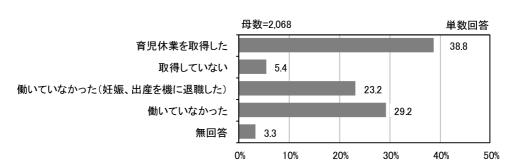
図表 16 【就学前】母親の働く状況(%)

- 【就学前】の働いていない母親の75.2%は就労希望を持っています。《図表 17①》
- そのうち、1年以内の就労希望は28.4%であり、前回調査(平成25年)の23.0%から5.4ポイント高くなっています。1年以内の就労希望の形態は「パート、アルバイトなど」や「扶養の範囲内」を希望する割合が高くなっています。《図表17②》



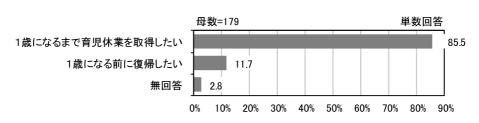
図表 17 【就学前】働いていない母親の就労希望(%)

○ 【就学前】の母親の「育児休業を取得した」は 38.8%に上り、前回調査(平成 25 年) の 27.2%から 11.6 ポイント高くなっています。《図表 18》



図表 18 【就学前】母親の育児休業の取得状況(%)

○ 【就学前】の育児休業中の母親では、子どもが1歳になった時に必ず預けられる施設があれば「1歳になるまで育児休業を取得したい」が85.5%と高くなっています。《図表19》



図表 19 【就学前】育児休業期間の希望(%)

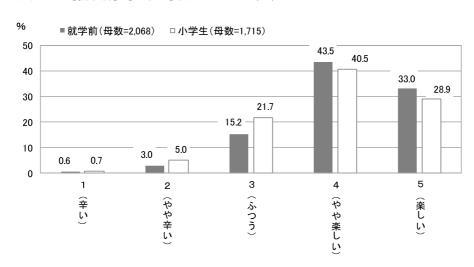
<これからの課題>

- 今後は働く女性がさらに増えると想定されることから、子どもが低年齢の時期から短時間で働く人の教育・保育ニーズの充足や子育て支援事業の充実を図り、 子育てと就労を両立できる環境づくりを進める必要があります。
- 育児休業中の母親において、1歳になるまで育児休業を取得したいという希望が8割を超えていることから、1歳になった際に子どもを預かることができる体制を整備することが重要になります。

5 子育て環境

<二-ズ調査結果/子育ての楽しさ、子育て環境への期待>

- 子育ての楽しさ(5点満点)について、【就学前】【小学生】ともに、「4」が最も多く 40% 台、次いで「5」が 30%前後となっています。《図表 20》
- 子育て環境で期待する取り組みは、【就学前】、【小学生】ともに「子どもが安心して遊べる公園などの施設を整備する」、「犯罪や事故から子どもを守る体制を整備する」を上位に挙げています。また、【就学前】では「保育所、放課後児童クラブなど、働きながら子どもを預ける施設を増やす」も上位に挙げています。

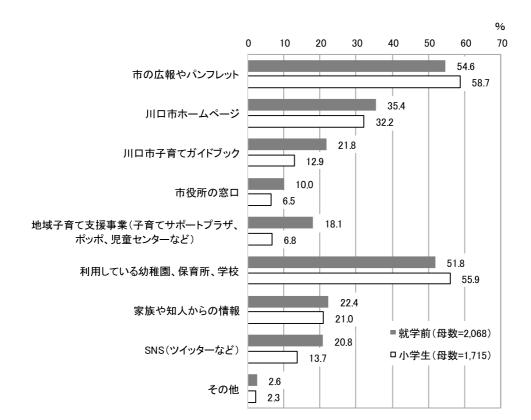


図表 20 【就学前】【小学生】子育ての楽しさ(%)

<ニーズ調査結果/相談先、情報入手方法>

- 子育てに関して気軽に相談できる相手は、【就学前】、【小学生】ともに親族や知人の割合が高くなっています。一方、相談相手がいない人のうち、市役所、幼稚園、保育所等の公的機関に対し、「いずれの方法でも相談しない」の割合が【就学前】、【小学生】ともに3割弱となっています。
- 祖父母に知ってほしい子育て情報は、【就学前】、【小学生】ともに「今と昔の子育ての違い(抱っこ、離乳食、虫歯予防など)」の割合が最も高くなっています。情報を伝える手段は、祖父母が同居や市内在住の場合は「市の広報紙に掲載する」が最も高くなっています。「ガイドブックを作成する」は同居、近居ともに3割台となっています。

〇 市の子どもに関する情報入手方法の希望は、【就学前】、【小学生】ともに「市の広報やパンフレット」が最も高く、「利用している幼稚園、保育所、学校」が続きます。「川口市ホームページ」、「SNS(ツイッターなど)」も比較的高くなっています。《図表 21》

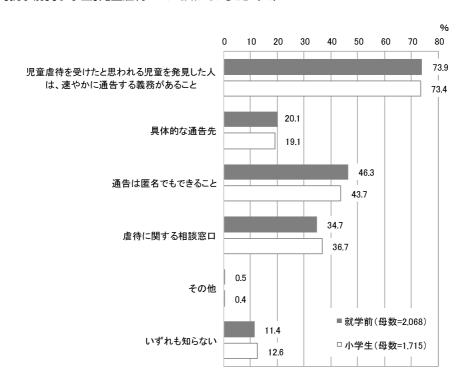


図表 21 【就学前】 【小学生】情報入手方法の希望(%)

<ニーズ調査結果/児童虐待に関する認知度>

- 〇 【就学前】【小学生】ともに「虐待に関する相談窓口」の認知度は3割半ばです。一方、「具体的な通告先」の認知度は【就学前】【小学生】ともに2割前後にとどまっています。《次ページの図表22》
- 「どんな場合でも児童虐待にあたる」と思うことについて、「子どもをあざができてしまうくらいの力で叩く」では【就学前】【小学生】ともに90%を超えているものの、その他の虐待行動については「どんな場合でも児童虐待にあたる」と思う割合が50%~70%程度にとどまり、児童虐待にあたる行動が十分に認知されていない状況がうかがえます。《次ページの図表23》

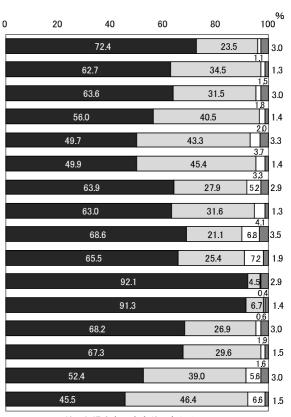
図表 22 【就学前】【小学生】児童虐待について知っていること(%)



図表 23 【就学前】【小学生】児童虐待にあたると思う行動(%)

単数回答(各項目)

就学前(母数=2,068) 小学生(母数=1,715)	
1. 『子どもがしてはいけない行動をとったので、外に長時間放置する』	就学前
	小学生
2. 『長時間、子どもを大きな声で怒鳴る』	就学前
	小学生
3.『子どもに季節や身体にあった服を準備しない』	就学前
	小学生
4. 『子どもの目の前で配偶者やパートナーとけんかし、相 手に暴言、暴力を振るう』	就学前
	小学生
5. 『子どもが見られるようなところに性的な メディアや雑誌などを置いておく』	就学前
	小学生
6. 『子どもをあざができてしまうくらいの力で叩く』	就学前
	小学生
7.『子どもの言動に全く注意や関心を払わない』	就学前
	小学生
8. 『買い物に行くなどの短い時間だけ、仕方なく乳幼児を家に残し外出する』	就学前
	小学生



- ■どんな場合も児童虐待にあたる □児童虐待の場合とそうでない場合がある □児童虐待にはあたらない

- ■無回答

<これからの課題>

- 子育てを楽しいと感じる割合が高いことは、地域の子育て環境も含めた評価の表れと考えます。こうした評価をさらに高める上で、子育て環境において重視する「子どもの遊ぶ場所の整備」、「子どもの安全を守る環境づくり」への取り組みを進める必要があります。
- これからの情報提供については、「市の広報やパンフレット」の内容充実とともに、対象者に届きやすいインターネット(SNS等を含む)を通じた情報発信方法の検討、市ホームページのコンテンツ強化が必要です。
- 児童虐待に関する相談窓口の認知度は高まっているものの、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の連絡先や、どのような行動が児童虐待に該当するかの認識が十分に浸透していない傾向もみられます。
- 児童虐待の防止に関して、子育て家庭、近居の祖父母、地域住民への児童虐待 に関する具体的な知識の一層の普及に力を入れる必要があります。
- 〇 平成31年4月現在、市の人口の約6%が外国人であることから、外国人の子どもやその保護者への対応を充実させる必要があります。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち

子ども・子育て支援法は、「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」という基本的な考えの下、子どもと子育てを全力で応援することを目的としています。

人口の社会増減が多い本市では、ともすれば、地域でのつながりが希薄化し、子育て家庭が孤立することが懸念されます。また、外国籍の家庭も多く、日本語でコミュニケーションを取ることが難しいケースもみられます。

こうした地域性を考慮すると、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り、子どもと家庭の「子育て」と「子育ち」への応援を通じて地域のつながりがさらに広がる、深まるまちづくりが、これまで以上に求められていると考えます。

平成 17 年度からの「川口市次世代育成支援行動計画」で定め、平成 27 年度からの第1期計画で継承した基本理念「みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち」に込めた想いを本計画においても継承します。

2 基本目標(計画推進の視点)

本計画は、子ども・子育て支援を幅広い視点で推進していく3つの基本目標を定めます。 基本目標は「次世代育成支援行動計画」及び第1期計画で設定した目標を継承しつつ、健 康増進、子どもの居場所づくり、障害児福祉、ひとり親家庭の自立促進、子どもの貧困対策 等を新たに加えています。

目標1 すべての家庭の安心で楽しい「子育て」のために【家庭支援】

子どもと子育て家庭にやさしい社会の形成が進んでいます。その一方、共働き家庭 や様々な問題を抱えた家庭だけでなく、子育て中に生じる不安感・負担感を持った、す べての家庭に対する支援の必要性がますます高まっています。

次の5年間では、「より楽しい子育て」、「より安心できる子育て」を目指して、市民、 事業者、民間団体、教育関係者等、地域の力を総動員し、質の高い保育を適切に提供す るとともに、保護者が地域とつながりながら子育てのできる環境づくりをさらに進め ます。

目標 2 すべての子どもの健やかで夢のある「子育ち」のために【子ども支援】

子どもは自ら"育つ力"を持っています。心身ともに健やかに成長しようとする、子どもの主体的な「子育ち」を応援する環境が重要になります。

次の5年間では、出産前から子どもと保護者の健康を継続的に支える体制を強化します。

さらに、地域組織、ボランティア、NPO・民間団体、学校と協力して、子どもの成長段階に応じた居場所づくりの拡充を図ります。また、外国籍の子どもが日本人と同じく成長できるよう、日本語学習に対する支援を図ります。

目標3 すべての市民が参加する子育て・子育ちにやさしい「まちづくり」のために【子育て環境づくり】

温かな眼差しの広がる生活環境は、子どもと子育て家庭にとって暮らしの大きな安心感につながります。

次の5年間では、多くの市民や企業の協力の下、地域全体で子育てを応援する機運を高めていくとともに、子どもの重大な権利侵害である児童虐待への対応強化に向け、 子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。

家庭の状況や障害の有無等に関わらず、子どもの「社会を生き抜く力」を育む環境づくりに向けて学習環境の保障と体験活動の機会を拡充するとともに、子どもの発達を支える連携拠点・情報発信の機能強化を図ります。

3 計画の体系

基本理念

みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち

目標	 施策の方向性	施策
	(1)子育てと就労を安心して両立できる環境づく	①子育てと就労を安心して両立できる保 育環境の充実
目標 1	り	②保育の質を高める取り組みの推進
すべての家庭の安心で楽 しい「子育て」のために 【家庭支援】	(2)すべての家庭が楽しく 子育てをするための支 援の充実	①子育ての喜びを支える相談支援の充実 (育児不安の軽減)②子育てに関する学習と地域とつながる 機会の充実③子育て家庭の経済的支援
		①子どもと保護者の健康の確保・増進
目標 2	(1)心身の健やかな成長の 支援	②食育の推進
すべての子どもの健やかで夢のある「子育ち」のた	2.02	③ヤングケアラーへの支援の充実
めに【子ども支援】	(2)個性を伸長する教育と	①子どもの居場所づくりの拡充
	次世代育成	②日本語学習の支援
目標3	(1) 子育て・子育ち参加の	①市民が応援する子育て・子育ちの環境 づくり
すべての市民が参加する	意識啓発と実践	②児童虐待防止対策の強化
子育て・子育ちにやさしい 「まちづくり」のために		①子育て家庭の状況に応じた支援
【子育て環境づくり】	(2)様々な状況にある子育 て家庭への支援	②子どもの発達を支援する取り組み
		③障害児への支援の充実
重点項目	①認定こども園への移行促進 ②公立保育所のあり方に関す ③子ども家庭総合支援拠点の ④放課後児童対策の推進(新 ⑤ヤングケアラーへの支援の	る基本方針 整備 ・放課後子ども総合プラン)

第4章 総合的な施策の展開

目標1 すべての家庭の安心で楽しい「子育て」のために 【家庭支援】

(1) 子育てと就労を安心して両立できる環境づくり

都心のベッドタウンという地域性を勘案し、市民が安心して子育てと就労を両立することのできる環境づくりに向けて、多様な保育ニーズに対応する必要があります。そのため、市民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の体制強化と利用促進を図ります。また、関係機関と連携して、病児・病後児保育事業の充実を図るとともに、各種事業については、利用ニーズと運営主体となる事業所等の意向を踏まえ、提供体制の確保を進めます。

保育の提供量の確保と質の向上を一体として捉え、保育現場の状況を把握しながら、 保育の質を高める研修の一層の充実を図ります。また、関係団体との連携を深め、行政に 期待される役割を果たす取り組みの研究と実践を進めます。

- 〇 平成 27 年度から新制度に移行した市内の保育施設では、小規模保育事業所も含めたすべての施設で保育標準の 11 時間保育を実施しています。
- 一時預かりを実施する保育所は平成 27 年度以降に増えてきており、令和元年度現在、 16 施設です。課題は保育士不足ですが、一方で市内の保育所の増加等も影響し、一時預 かりの利用者数は減少傾向にあります。
- ファミリー・サポート・センターの会員数は増加しています。また、早朝・夜間、宿泊を 伴う預かりを実施している緊急サポートセンターの会員数も増えています。
- 病児・病後児保育は、平成 27 年度に 2 か所から 1 か所になりましたが、令和元年度に 1 か所整備し、合計 2 か所になりました。
- 児童福祉施設等で夜間の養育を実施するトワイライトステイ事業は、受け入れ先の施設が平成 30 年度で事業を中止したため、市内で提供体制を確保できていません。
- ショートステイは、市内1か所、市外1か所の乳児院に委託していますが、近年は利用実 績がありません。
- 平成 30 年度の中核市移行に伴い、保育所と幼保連携型認定こども園の認可権限が県から移譲されました。平成 31 年 4 月には、幼保連携型以外の認定こども園の認定権限も県から移譲されました。本市では、保育所と認定こども園における保育士の配置基準を条例により国を上回る基準とすることで、安全・安心な保育の確保に努めています。
- 本市では、保育の質の確保に力を入れており、法定監査の他に保育所長経験者の訪問による指導や助言と現場の実態把握に努めています。令和元年度は1名増員し、2名の専任体制を整えて実施しています。また、市内のすべての認可保育所職員を対象に年間20

- 回に及ぶ研修を市独自で実施しています。研修内容は保育指針や保育現場の様々な課題 を踏まえて、本市の状況に応じた研修を実施しています。
- 平成 30 年度の中核市移行に伴い、家庭保育室事業を県から引き継ぎ、現在は、本市の 定める基準を満たす認可外保育施設として運営されています。立入調査は法定1回、市 独自1回の年2回行い、保育の質を確保しています。

①子育てと就労を安心して両立できる保育環境の充実

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		待機児童の解消を目指すとともに、より安全・安心で
1	教育・保育施設の提供体 制の確保	質の高い教育・保育施設を整備します。
'	「別の張床 (子ども総務課)	〇今後の方向性
		引き続き、認可保育所の整備を進める他、既存幼稚園
		の認定こども園への移行支援を行います。
		〇概要
	 延長保育事業	通常保育時間帯を超えて保育を必要とする児童の保
2	《保育運営課・保育幼稚	育を行います。
	【休月连占昧:休月幼稚 	○今後の方向性
		新設保育所の開所に併せて、延長保育の実施を検討し
		ます。
		〇概要
		就労等により家庭で子どもを保育できないが、幼稚園
	幼稚園における預かり保	を希望する保護者に対し、教育時間以降も子どもを預か
3	育事業	ります。
	(保育幼稚園課)	○今後の方向性
		子どもを取り巻く社会情勢の変化や保護者の就労形
		態の多様化等を踏まえ、今後も継続していきます。
		〇概要
		保護者の就労、病気、冠婚葬祭、育児疲れ等の事情に
	一時預かり事業	より、家庭での保育が一時的に困難となった小学校就学
4	(保育運営課・保育幼稚	前の児童を預かり、保育を行います。
	園課)	○今後の方向性
		一時的に保育を必要とする児童が利用できるよう、実
		施施設の確保に努めます。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		住民参加による助け合いの会員制度として、生後6か
		月から小学校6年生までの子育て中の保護者に対する
	ファミリー・サポート・セ	子どもの預かり等の相互援助活動の推進を図ります。
5	ンター事業	○今後の方向性
	(子育て支援課)	定期的にサポーター会員の募集を行い、増員を図る
		他、既存会員の継続活動につながる体制の確保に努めま
		す。また、利用者等がより利用しやすい環境づくりに努
		めます。
		〇概要
		子どもが病気になった時、集団保育もしくは自宅での
		保育が困難な場合、医師の許可の下に専門の施設で子ど
6	病児・病後児保育事業	もを預かります。市内に居住している生後8週~小学校
	(子育て支援課)	6年生までが対象です。
		○今後の方向性
		利用者のニーズを考慮し、施設及び定員数の確保に努力
		めます。
		〇概要
		病気または病気の回復期や、早朝・夜間等の緊急時の
	緊急サポートセンター事	預かり、宿泊を伴う預かり等の援助を希望する人と、子
7	業	育ての援助を行える保育士等の相互の紹介を行う、住民
	(子育て支援課)	参加による有償、有料の相互援助活動です。
		○今後の方向性
		今後も継続して実施していきます。
		保護者の疾病等、やむを得ない理由により、家庭にお
	【中間見直し】	いて子どもの養育が一時的に困難となった場合に、乳児
8	子どものショートステイ	院等の児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行います。
	事業	○今後の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(子育て相談課) 	計画策定時は利用者のニーズはありませんでしたが、
		令和3年度より徐々に利用されるようになりました。引 まはき現在の提供は制を維持していきます
		き続き現在の提供体制を維持していきます。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
9	【中間見直し】 子どものトワイライトス テイ事業 (子育て相談課)	○概要 就業等により保護者の帰宅が遅くなり、子どもの夜間 の養育が困難となった場合に、児童福祉施設等で夜間の 養育を行います。 ○今後の方向性 現時点で利用者のニーズはありませんが、現在の提供 体制を維持していきます。
10	家庭保育室事業(保育幼稚園課)	○概要 保護者の労働または疾病等の事由により、生後8週過ぎから2歳(4月1日時点)までのお子さんに対し、家庭での保育が困難である保護者に代わり、保育を行います。 ○今後の方向性 現行制度を維持しつつ、地域の保育ニーズや家庭保育室事業者の運営状況を勘案し地域型保育事業への移行を促進していきます。

②保育の質を高める取り組みの推進

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		安全・安心な保育を実施するため、保育所等の職員と
	【中間見直し】	して必要な知識及び技術を習得し、人材の育成と資質の
1	保育士研修	向上を図ります。
	(保育運営課)	〇今後の方向性
		今後も、様々な保育ニーズに対応するため、専門知識
		や技術の習得を図っていくよう努めます。
		〇概要
	2 保育所等保育支援指導 (保育運営課)	保育の質の向上及び事故防止を目的に、保育士が日常
2		の保育を確認し、必要に応じて指導や助言を行います。
		〇今後の方向性
		今後も、安全・安心な保育の確保に努めます。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
3	認可外保育施設立入調査(保育運営課)	回機要 認可外保育施設の指導監督として、児童福祉法に基づく調査に加え、事故が発生しやすい午睡等の保育を確認するため、抜き打ち調査を行い、必要に応じて指導や助言を行います。
		今後も、安全・安心な保育の確保に努めます。

(2) すべての家庭が楽しく子育てをするための支援の充実

育児不安の軽減や育児の孤立化を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を地区担当の保健師等が訪問します。早い時期から子育て家庭とのつながりを持つことで、子育てを楽しむ家庭を支えていきます。

子どもが生まれ育つ基本的な場である家庭において、子どもが安心してゆとりある生活を送ることができるよう、妊娠期から子育て期の母子保健及び育児に関する相談支援拠点となる子育て世代包括支援センター事業の拡充に努めます。

また、初めての子育てを学ぶ機会を提供するとともに、子育て家庭同士の交流や仲間づくりを促すため、中学校区に1か所を目指して地域子育て支援拠点の拡充を図ります。 家庭の経済状況によって、子どもの受ける教育、福祉、医療等に格差が生じないよう、 子育て家庭への経済的支援を継続します。

- 産婦・新生児訪問指導は、地域保健センターの地区担当の保健師や助産師(委託)が、産 後うつの調査を含め、家庭状況の把握と情報提供を行っています。こんにちは赤ちゃん 訪問と連携し、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問するよう努めています。
- 養育の心配な家庭も増えていることから、医療機関と地域保健センターで情報を共有し、 母子訪問指導や養育支援訪問と連携し、継続的なケアにつなげています。今後は、よりー 層、丁寧な情報提供と指導を心掛ける必要があります。
- 〇 ウェルカムBaby 教室や育児教室は、子育てに役立つ実践的な知識の習得と参加者同士の仲間づくりの貴重な機会となっています。
- 地域子育て支援拠点事業は、開催場所を増やし、令和元年度は 16 か所(保育所併設 9 か所、委託 7 か所)で親同士の交流や育児相談を実施しています。子育て支援事業(おやこの遊びひろば)は、3歳児までの親子が予約不要で気軽に参加できるため、人気があります。
- 今後は、外国人への対応を工夫することが必要です。

①子育ての喜びを支える相談支援の充実(育児不安の軽減)

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		産婦・新生児訪問指導事業及びこんにちは赤ちゃん訪
		問事業で生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を
		訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把
1	(子育て相談課・地域保	握を行います。
	健センター)	○今後の方向性
		訪問達成率100%を目指し、対象となる家庭をすべて
		訪問します。支援が必要な家庭については適切な事業に
		つなげます。
		〇概要
		養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問支援員(保
	養育支援訪問事業	健師、ヘルパー等)が訪問し、養育に関する指導・助言
2	(子育て相談課・地域保	等を行います。
	健センター)	○今後の方向性
		養育支援が必要とされた家庭に対し、適切な養育を支
		援するため、引き続き本事業を実施します。
		〇概要
		妊娠・出産・育児、また子どもの心身の発達について
	」 母子訪問指導	支援が必要な家庭を対象に保健師等が訪問指導を行い
3	 (地域保健センター)	ます。
		○今後の方向性
		訪問のニーズに即応できるように地区担当制で訪問
		指導を継続します。
		〇概要
		出産後1年以内の母子に対して、宿泊型、通所型、居
	【中間見直し(追加)】	宅訪問型(早期型・一般型)の心身のケアや育児のサポ
4	産後ケア事業	ートを行います。
	(地域保健センター)	〇今後の方向性
		産後も安心して子育てができるよう、引き続き本事業 **********************************
		を実施します。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		妊娠4~8か月の妊婦とその夫(パートナー)を対象 に、妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及及び
		赤ちゃんの沐浴実習等の体験を通して、安心して出産・
5	ウェルカムBaby教室	育児ができるよう毎月開催します。参加者同士の交流を
5	(地域保健センター)	通して仲間づくりを促し、地域での子育てが孤立しない
		よう支援します。
		〇今後の方向性
		今後も継続的に実施し参加希望の人に対応できるよ
		うに努めます。
		乳幼児をもつ保護者を対象に実施し、子どもの発育発
		達や生活リズム等の知識及び交流の場を提供すること
	育児教室	で、育児不安を軽減します。対象者が参加しやすいよう、
6	(地域保健センター)	地域保健センターや公民館等で開催しています。
		○今後の方向性
		一行政地区割で10地区すべての地区で開催していま
		す。社会教育施設との共催や依頼にも応じ、育児支援の 一貫として継続します。
		○ 1873 生後3~5か月児とその保護者を対象に離乳期に必要
		な栄養の知識を普及し、乳児の心身の健全な発達を促す
7	離乳食講習会	とともに保護者の育児不安の解消を図ります。
	(地域保健センター)	○今後の方向性
		申し込み者全員が参加できるよう開催回数の増加を
		検討します。
		〇概要
		1歳~1歳6か月児とその保護者を対象に、離乳完了
	 幼児食講習会	期に必要な栄養の知識を普及し、幼児の心身の健全な発
8	幼児及調査会 (地域保健センター)	達を促すとともに保護者の育児不安の解消を図ります。
	(いいか)体性 ビンフー)	○今後の方向性
		今後も継続的に実施し参加希望者に対応できるよう
		に努めます。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
9	【中間見直し(追加)】 子育て世帯訪問支援事業 (子育て支援課・子育て 相談課)	〇概要 家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、 妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとと もに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭が抱える不安の解消を図ります。 〇今後の方向性 令和5年4月から、ヤングケアラーがいる家庭への事業を開始し、その他の家庭については、令和6年4月の 改正児童福祉法の施行に向けて、制度の詳細を検討します。
10	【中間見直し(追加)】 出産・子育で応援事業 (地域保健センター)	○概要 孤立感、不安感を抱く妊婦・子育て家庭を支援するため、経済的支援と併せ、妊娠中から妊産婦に寄り添い、出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業を実施します。 ○今後の方向性 引き続き、事業を推進します。

②子育てに関する学習と地域とつながる機会の充実

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援課・青少年 対策室)	〇概要 地域における子育て家庭を対象として、子育てについての相談、情報提供、助言等を行うことや、子育て家庭の交流の場の提供を通じて、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子ども達の健やかな育ちの促進を支援します。 〇今後の方向性 地域の子育て支援機能の充実に努めます。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
2	子育て支援事業(おやこ の遊びひろば) (子育て支援課)	○概要 地域のコミュニティの拠点である公民館等に保育士を配置し、保護者との交流等を通し、子育ての不安解消に努め、子どもの健全な育成を図ります。 ○今後の方向性 身近な場所に子育て支援の場を提供し、子育ての相談については、必要に応じ、関係機関との協力・連携を図ります。また、地域ボランティアによる活動を支援し、より良い事業となるよう努めます。
3	利用者支援事業 (基本型) (子育て支援課・青少年 対策室)	○概要 子育て中の親のそれぞれのニーズにあった、子育で情報の提供や相談、保育園・幼稚園、育児サークル等の利用にあたっての案内等を行います。 ○今後の方向性 引き続き子育て中の親のニーズ把握に努め、子育で情報の提供や相談等による支援の充実に努めます。
4	【中間見直し】 子育て世代包括支援センター事業 (利用者支援事業(母子保健型)) (地域保健センター)	○概要妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関して相談・支援を行います。○今後の方向性全ての保健ステーションで実施し、支援の充実に努めます。
5	子育て支援情報の提供 (子育て支援課)	○概要 広報かわぐちやホームページ等で情報提供を行っています。また、様々な項目を網羅した子育て支援に関するガイドブックの発行や、市の子育て支援に関する事業情報、施設情報、健診情報等、登録者に対して子育で情報メールを配信します。 ○今後の方向性 市民への子育て支援関連情報の提供及び内容の充実に努めます。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
6	子育て支援総合コーディ ネート事業 (子育て支援課)	○概要 関係機関や地域子育て支援拠点等との連携の強化や、 子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図ります。また、子育てサポーターを養成します。 ○今後の方向性 関係機関との連絡・連携の強化を図ります。
7	【中間見直し(追加)】 出産・子育て応援事業 【再掲】 (地域保健センター)	〇概要 孤立感、不安感を抱く妊婦・子育て家庭を支援するため、経済的支援と併せ、妊娠中から妊産婦に寄り添い、出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業を実施します。 〇今後の方向性 引き続き、事業を推進します。

③子育て家庭の経済的支援

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
	【中間見直し】	1 歳未満の乳児を養育する保護者に対し、所得制限な
4	赤ちゃんにっこり応援事	く「赤ちゃんにっこり応援金」を支給します。
	業	〇今後の方向性
	(子育て支援課)	多くの人が助成を受けられるよう制度を周知し、保護
		者の経済的な負担を軽減します。
		〇概要
	子ども医療費支給事業(子育て支援課)	各種医療保険に加入している中学校修了前までの児
		童を養育している保護者に対し、児童が医療機関にかか
2		った時の保険医療の自己負担分を支給します。
		〇今後の方向性
		利便性の向上を図りつつ、引き続き事業を推進しま
		ਰ 。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
3	訪問型病児・病後児保育 利用助成金 (子育て支援課)	○概要 児童が病気または病気の回復期にあって集団保育等を行うことが困難な時期にベビーシッター等の派遣を利用した保護者に対し、利用料の一部を助成しています。 ○今後の方向性 引き続き保護者の経済的な負担の軽減に努めます。
4	児童手当支給事業 (子育て支援課)	○概要中学校修了前までの児童を養育している人を対象に 手当を支給します。○今後の方向性国の制度に基づき引き続き事業を推進します。
5	【中間見直し(追加)】 出産・子育て応援事業 【再掲】 (地域保健センター)	○概要 孤立感、不安感を抱く妊婦・子育て家庭を支援するため、経済的支援と併せ、妊娠中から妊産婦に寄り添い、出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業を実施します。 ○今後の方向性 引き続き、事業を推進します。

目標 2 すべての子どもの健やかで夢のある「子育ち」のために【子ども支援】

(1) 心身の健やかな成長の支援

子どもと保護者にとって心身の健康は充実した生活の基本です。しかし、近年、子育て中の保護者が家庭や地域で孤立するケースが増えているため、子どもと保護者の心身の健康に生じる問題を早期に発見・対応する必要性が高まっています。

妊娠・出産・育児と続く時間軸の中で、母子健康手帳の交付から各種健康診査、予防接種等を通じて、子どもの成長と保護者の健康増進を継続的に支えます。

「食」を通じて心身の健全育成、豊かな人間性の形成、家族関係づくりがなされるよう、乳幼児期に望ましい食習慣の定着を図る食育を推進します。

子どもが子どもらしく健やかに成長することができるよう、ヤングケアラーへの支援 に取り組んでいきます。

- 妊娠・出産・子育て期を通じて切れ目ない支援体制を構築するため、子育て世代包括支援 センター事業を実施する保健ステーションの拡充に努めます。
- 乳幼児健診では、個別通知送付後に、再度受診勧奨通知を送ることで未受診者を減らすよう、努めています。また、未受診者には、子どもの発達や生活の様子を把握するためのアンケートを送付し、必要時に保健師による電話での聞き取りや家庭訪問を実施することで育児状況や子どもの発育発達を確認しています。
- 〇 平成 30 年度から予防接種のスケジュール管理や教室の申し込みができる予防接種モバイルシステム(わくわくワクチン)を導入しました。また、市独自におたふくかぜの予防接種費用の一部助成を開始しました。
- 乳幼児の保護者に対して必要な栄養の知識を普及しています。保育所においては、子どもの発育・発達に必要な栄養を考慮した献立を立てる他、食物への関心を高め、食の大切さや食への感謝を学ぶための機会を設けています。

①子どもと保護者の健康の確保・増進

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
番号	事業名 母子健康手帳等交付 (地域保健センター)	事業概要と今後の方向性 ○概要 妊娠を届け出た妊婦を対象に、妊娠中の健康維持、安全な出産、生まれた子どもの健康診査や予防接種等の状況管理のため、各支所、駅前行政センター、駅連絡室のほか、地域保健センター等の子育て世代包括支援センター事業を実施している窓口で母子健康手帳の交付を行います。母子健康手帳と併せて、母子保健事業のパンフレットを配布し周知を図っています。「妊産婦にやさし
		い環境づくり」の推進の一環としてマタニティキーホル ダーを全妊婦に配布しています。 〇今後の方向性 今後も妊娠届を提出した人へ母子健康手帳の交付を 行います。
2	【中間見直し】 妊婦健康診査・新生児聴 覚スクリーニング検査・ 産婦健康診査 (健康増進課)	〇概要 母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査助成券、HIV 抗体検査助成券、子宮がん検診助成券、HTLV-1抗体検査助成券、性器クラミジア検査助成券、新生児聴覚スクリーニング検査助成券、産婦健康診査助成券を交付します。 〇今後の方向性
		助成券の交付と、妊婦健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査、産婦健康診査の重要性の周知を継続して行います。
3	3・4か月児健康診査 (健康増進課)	〇概要 3・4か月の乳児とその保護者を対象に、発育・発達の 把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導 を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診 察等を実施します。 〇今後の方向性
		受診率の向上、未受診児の全数把握を継続します。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
4	【中間見直し】 10か月児健康診査 (健康増進課)	○概要 生後10か月~1歳未満の乳児とその保護者を対象 に、発育・発達の把握と疾病・異常の早期発見、保護者 に対する育児指導を行うため、委託医療機関において問 診、身体計測、診察等を実施します。 ○今後の方向性 今後も受診勧奨通知を行うとともに、様々な場面で健 診の重要性を周知し受診率の向上を推進します。
5	1 歳 6 か月児健康診査 (健康増進課)	〇概要 1歳6か月~2歳未満の幼児を対象に、発育・発達の 把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導 を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診 察等を実施します。 ○今後の方向性 今後も受診勧奨通知を行うとともに、様々な場面で健
		診の重要性を周知し受診率の向上を推進します。
6	1歳6か月児歯科健康診 査 (健康増進課)	○概要 1歳6か月~2歳未満の幼児とその保護者を対象に、歯の健康状態を把握し、虫歯(う蝕)を予防・進行阻止するため、委託医療機関において歯科健康診査を実施します。また、1歳6か月から3歳になる前日までの間にフッ化物塗布を実施します。 ○今後の方向性受診率の向上を図り、幼児の乳歯う蝕予防及び進行阻
		止等の歯科保健の向上を推進します。
7	3歳児健康診査 (健康増進課)	〇概要 3歳6か月~4歳未満の幼児とその保護者を対象に、 毎月問診、身体測定、内科及び歯科健康診査を実施し、 発育・発達の評価と疾病・異常の早期発見を図ります。 また、保護者に対して、虫歯予防、発育・発達、栄養、 生活習慣等、育児に関する指導を行います。 〇今後の方向性 実施方法、実施内容ともに改善を図り、受診率の向上 を図ります。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		予防接種法に基づき、感染予防及び病気のまん延防止
		を目的に定期予防接種を実施します。また、おたふくか
	予防接種	ぜの任意予防接種費用の一部を助成します。
8	(健康増進課)	〇今後の方向性
		定期予防接種の周知を図り、接種対象者への勧奨を推
		進します。
		任意予防接種費用の助成制度の周知に努めます。

②食育の推進

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	離乳食講習会【再掲】 (地域保健センター)	〇概要 生後3~5か月児とその保護者を対象に離乳期に必要な栄養の知識を普及し、乳児の心身の健全な発達を促すとともに保護者の育児不安の解消を図ります。 〇今後の方向性 申し込み者全員が参加できるよう開催回数増加を検討します。
2	幼児食講習会【再掲】 (地域保健センター)	〇概要 1歳~1歳6か月児とその保護者を対象に、離乳完了 期に必要な栄養の知識を普及し、幼児の心身の健全な発 達を促すとともに保護者の育児不安の解消を図ります。 〇今後の方向性 今後も継続的に実施し参加希望者に対応できるよう に努めます。
3	【中間見直し(追加)】 食育教室 (地域保健センター)	〇概要 就学前年度の幼児(5~6歳)とその保護者を対象に、 食べ物に関心を持たせ、食に対する興味を深くし、子ど もが健やかに育つように食を通じた教育を行います。 〇今後の方向性 今後も継続的に実施し参加希望者に対応できるよう に努めます。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		子ども達の発育・発達に必要な栄養を考慮した献立を
		作成し、給食を提供します。展示食を行う等、情報提供
	保育所における食育の推	に努めています。日々の給食を通して、バランスの良い
4	進	食習慣を身に付けさせます。給食において、季節ごとの
	(保育運営課)	旬の食材を取り入れ、食物への興味関心を高めるように
		します。
		○今後の方向性
		今後も引き続き食育の推進を図ります。

③ヤングケアラーへの支援の充実

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	【中間見直し(追加)】 ヤングケアラー相談専用 ダイヤル (子育て相談課)	○概要 ヤングケアラー本人やその家族、関係機関からの相談に、ヤングケアラー・コーディネーターが対応します。 ○今後の方向性 令和5年4月から事業を実施します。
2	【中間見直し(追加)】 子育て世帯訪問支援事業 【再掲】 (子育て支援課・子育て 相談課)	〇概要 家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、好産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭が抱える不安の解消を図ります。 〇今後の方向性 令和5年4月から、ヤングケアラーがいる家庭への事業を開始し、その他の家庭については、令和6年4月の改正児童福祉法の施行に向けて、制度の詳細を検討します。
3	【中間見直し(追加)】 ヤングケアラー支援金事業 (子育て相談課)	〇概要 経済的負担を抱えるヤングケアラーに対し、支援金を支給します。 〇今後の方向性 令和5年4月から事業を実施します。

(2) 個性を伸長する教育と次世代育成

子どもの安全・安心な居場所を作り、その健全な育成を図るため、学校や民間団体等と協力して、放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童センター事業等の拡充と質の向上に取り組みます。

日本語の習得が十分でない外国人の児童生徒の増加が見込まれることから、学校生活と社会生活の基本となる日本語でのコミュニケーションがとれるよう、日本語学習の支援を図ります。

- 本市の放課後児童クラブは、「公設(運営委託)」と「学校敷地内設置」を原則として、利用要件を満たした希望者全員を受け入れています。平成 27 年度からは高学年も対象に加え、令和元年度現在は市内全校に設置しています。
- 人口の多い地域の放課後児童クラブは、子ども達が伸び伸び活動できる十分な環境とはいえず、運営スタッフも不足気味の状況です。今後、増加する利用希望者に適切な環境を確保するためには、「公設」「学校敷地内設置」という原則の見直しや学校内の専用室の増設等、抜本的な対策を早急に検討する必要があります。
- 放課後子供教室では、小学校の体育館や余裕教室を活用し、文化、スポーツ、学習等の様々な体験活動を実施しています。運営を委託している地域団体やNPO等に対しては、研修や協議の場を設け、プログラム内容の充実や事故防止対策の強化に取り組んでいます。令和5年度の全小学校区での開設とともに、放課後児童クラブとの一体型による運営を目指し、放課後等に子ども達が安全で安心して活動できる環境づくりに努めます。

①子どもの居場所づくりの拡充

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生
		から6年生までの児童について、小学校等の施設を利用
	放課後児童クラブ	して生活や遊びの場を提供し、児童の健全な育成を行い
1	(学務課)	ます。
		〇今後の方向性
		今後も待機児童が発生しないよう、児童の受け入れ体
		制を確保し、施設・指導の両面で充実を図ります。
		〇概要
		放課後等に小学校等を活用し、地域の方々の参画を得
		て、子ども達に文化活動やスポーツ、学習等様々な体験
2	放課後子供教室	活動を提供します。
~	(生涯学習課)	〇今後の方向性
		「川口市放課後子供教室事業推進計画(平成29年11
		月策定)」に基づき、毎年度5教室程度の増設を目指し、
		令和5年度には全小学校区での実施を目標とします。
		〇概要
		乳幼児から小・中・高校生まで幅広い年代の子どもた
		ちがいつでも自由に来て過ごすことができる児童セン
		ターを運営し、子育て中の保護者も気軽に交流できる
3	児童センター事業	様々なイベントを開催しています。
3	(青少年対策室)	○今後の方向性
		引き続き幅広い年齢層の子ども達が活動し交流でき
		る場を地域と連携しながら築いていけるよう努めます。
		また、市民ニーズを把握し、事業の拡充等について検
		討します。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
4	鳩ヶ谷こども館事業 (青少年対策室)	〇概要 乳幼児から小・中・高校生まで幅広い年代の子どもたちがいつでも自由に来て過ごすことができる鳩ヶ谷こども館を運営し、子育て中の保護者も気軽に交流できる様々なイベントを開催しています。 〇今後の方向性 引き続き幅広い年齢層の子ども達が活動し交流できる場を地域と連携しながら築いていけるよう努めます。
5	アドベンチャープレイ事 業 (青少年対策室)	○概要 子ども達の冒険心・好奇心を刺激し、自主性・創造性・ 社会性を高めるために、遊びの提供や遊具の貸し出し、 プレイリーダー養成講座、まつり等各種イベントを実施 します。 ○今後の方向性 プレイリーダー(市民ボランティア)と協力し、より 良い協働事業となるよう努めます。

②日本語学習の支援

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	【中間見直し】 日本語指導教室 (指導課)	〇概要 現在、日本語指導教員配置校(38校)のほか、教育研究所における日本語指導教室や日本語指導支援員サポート派遣を実施しており、日本語指導が必要な児童生徒へ指導・支援を行っています。 〇今後の方向性日本語指導が必要な児童生徒がより充実した指導・支援を受けられるよう、日本語指導教員・支援員の増員等を行い、教室の体制の充実を図ります。
2	ボランティア日本語教室 への支援 (協働推進課)	○概要 市内で活動するボランティア日本語教室の会場として、かわぐち市民パートナーステーションの優先貸し出しを行うとともに、公民館を利用する団体については使用料を免除します。 日本語教室に必要な学習教材について情報収集し、日本語教室に無償で貸与します。 日本語ボランティア入門講座と日本語ボランティアレベルアップ講座を開催し、日本語ボランティアの人材補充とレベルアップに努めます。 ボランティア日本語教室連絡会議を定期的に開催し、教室の資質向上に努めます。 ○今後の方向性 今後も同規模の支援・事業を実施します。
3	【中間見直し】 日本語を母語としない子 どもと保護者のための高 校進学相談会 (協働推進課)	〇概要 進学を希望している外国籍生徒やその保護者に対して、入試制度全般に関する基本的な情報提供を行うとともに、市内および近隣自治体にある高校との個別相談会を開催します。 〇今後の方向性 今後も同規模の相談会を継続します。

目標 3 すべての市民が参加する 子育て・子育ちにやさしい「まちづくり」 のために【子育て環境づくり】

(1) 子育て・子育ち参加の意識啓発と実践

市民、各種団体等の協力を仰ぎながら、地域全体で「子育てを応援するまち」「子育てにやさしいまち」の機運を高めます。

全国で児童虐待の事件が後を絶たない現状を踏まえ、本市では要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の情報共有と連携のさらなる強化に努めます。

児童虐待を未然に防ぐために、市民に児童虐待防止に関する意識啓発や相談窓口の周知を図るとともに、福祉・教育・医療等と連携し、乳幼児健診の未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認に取り組みます。また、令和4年度までに、子ども家庭総合支援拠点機能の整備を進めます。

- 県の事業である「パパ・ママ応援ショップ」、「赤ちゃんの駅」は、市内に登録するお店や 施設も増えています。気軽に利用できるよう、妊娠時や転入時に周知を行っています。
- 家庭児童相談室で、家庭児童相談員による相談を平日は毎日受け付けています。土曜日 は3か所の児童センターで子ども家庭相談室を開所しています。
- 児童虐待に関する正しい知識の一層の普及、相談窓口の認知度の向上を通じて、子育て 家庭の孤立化防止や地域で見守る市民意識の向上を図る必要があります。
- 児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、子ども家庭総合支援拠点を整備するととも に、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所や警察等の関係機関との円滑な連 携をさらに進めることが必要です。

①市民が応援する子育て・子育ちの環境づくり

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】 (子育て支援課)	〇概要 住民参加による助け合いの会員制度として、生後6か 月から小学校6年生までの子育て中の保護者に対する 子どもの預かり等の相互援助活動の推進を図ります。
		○今後の方向性 定期的にサポーター会員の募集を行い、増員を図る 他、既存会員の継続活動につながる体制の確保に努めま す。また、利用者等がより利用しやすい環境づくりに努 めます。
2	パパ・ママ応援ショップ 事業 (子育て支援課)	○概要 18歳に達した次の3月31日を迎えるまでの子ども、 妊娠中の人がいる家庭を対象に優待カードを交付し、協 賛する店舗等が様々なサービスの提供を行います。 県と市町村が共同して実施し、県がカード・ステッカー等を作成し、市町村は優待カードの配布と店舗等に対し協賛を依頼します。 ○今後の方向性 子育て中の多くの家庭のニーズもあり、県の継続実施に合わせて本市でも実施します。
3	「赤ちゃんの駅」事業 (子育て支援課)	 ○概要 だれでも自由におむつ替えや授乳が行え、希望者が無料で利用できる施設を「赤ちゃんの駅」として県に登録し、ステッカーを掲示することにより、乳幼児を持つ子育て家族が安心して外出できる環境を提供します。 ○今後の方向性子育て中の多くの家庭のニーズもあり、県の継続実施に合わせて本市でも実施します。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
4	子育て支援総合コーディ ネート事業【再掲】 (子育て支援課)	〇概要
		関係機関や地域子育て支援拠点等との連携の強化や、
		子育て支援活動を行っているグループ等とネットワー
		ク化を図ります。また、子育てサポーターを養成します。
		〇今後の方向性
		関係機関との連絡・連携の強化を図ります。

②児童虐待防止対策の強化

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	【中間見直し】 子ども家庭総合支援拠点 (子育て相談課)	〇概要
		家庭や児童、子育てに関する様々な悩みや不安につい
		ての相談業務を実施します。
'		○今後の方向性
		令和4年度に設置した子ども家庭総合支援拠点にお
		いて、相談体制の充実を図ります。
		〇概要
2		子育てを難しいと感じている保護者を対象に、子ども
	【中間見直し】	への効果的で具体的な対応方法を学習する講座を実施
	子育て支援講座	し、より良い親子関係を築けるよう支援します。
	(子育て相談課)	〇今後の方向性
		令和2年度の子ども発達相談センター開所により事
		業を拡充しました。今後も継続して事業を実施します。
	要保護児童対策地域協議 会 (子育て相談課)	〇概要
		関係者や関係機関が円滑に連携し、要保護児童の早期
3		発見に努め、適切な支援、保護を実施します。
		〇今後の方向性
		今後も関係者や関係機関の円滑な連携に努め、要保護
		児童の早期発見と適切な支援を実施します。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		福祉や教育等、家族以外との接触のない子どもの安全
	乳幼児健診未受診者、未	確認・安全確保を図ることを目的に、乳幼児健診等の未
4	就園児、不就学児等の状	受診や、未就園、不就学等で支援事業等を利用していな
	況確認	い子どもの把握を行います。
	(子育て相談課)	〇今後の方向性
		把握対象児童すべての状況把握、安全確認を実施しま
		ਰ 。
5	児童虐待防止に関する周 知・啓発 (子育て相談課)	〇概要
		児童虐待防止に関する周知・啓発活動を行います。
		〇今後の方向性
		関係機関等と連携を図り、児童虐待防止に関する講座
		等を実施するなど、児童虐待防止の周知・啓発に努めま
		ਰ _。

(2) 様々な状況にある子育て家庭への支援

様々な状況にある子育て家庭が安心して生活でき、成長と自立に向けた意欲の向上を 応援するため、国や県の制度も活用しながら、生活の安定、資格取得、職業能力向上を支 援する事業を継続します。

子ども一人ひとりを取り巻く環境や心身の状態を十分に踏まえ、学習と体験の機会の拡充、心身の発達への支援、障害のある子どもにとっても住みやすいまちづくりに向けて、当事者団体、専門機関、支援者等との連携をさらに進め、地域全体で支援する体制を強化します。

その一環として、乳幼児から学齢期を切れ目なく支援するため、子ども発達相談センターを開設し、連携拠点・情報発信の機能強化を図ります。

- ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当支給事業をはじめとした各種事業を実施しています。また、平成 30 年度の中核市移行に伴い、県より事務移譲を受け、母子父子寡婦福祉資金貸付事業を新たに実施しています。今後も継続的に事業を実施しつつ、必要となる支援策について検討します。
- 子どもの生活・学習支援事業は、平成 27 年度から市の事業として実施しています。平成 29 年度は、ひとり親世帯まで対象を広げ、平成 31 年 4 月からは教室を 5 か所増やし 14 か所で行っています。開催場所は公民館等の公共施設の他、特別養護老人ホームでも開設し、高齢者との交流も取り入れています。今後は地域資源との一層の連携を図るとともにより多くの支援の必要な子どもが参加できるように支援体制を整備する必要があります。
- 〇 子どもの発達に関する相談も含めた、子育でに関する総合相談窓口として、平成 26 年度に担当課を設置し、相談者が相談しやすい体制を整えました。
- 子どもの発達に関する相談件数の増加や相談内容が多様化する現状を踏まえ、令和2年度に子ども発達相談センターを開設します。今後は、福祉・保健・教育・医療等が連携し、切れ目のない支援を行う体制づくりが必要です。
- 医療的ケアの必要な重度心身障害児への支援を含め、子どもと家庭の状況に応じたきめ の細かい支援を行う体制の強化が必要です。

■施策の展開、主な事業

①子育て家庭の状況に応じた支援

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		離婚・死亡等で父または母のいない家庭や父または母
		に一定の障害がある家庭等において、18歳に達した最
1	児童扶養手当支給事業	初の3月31日までの児童(児童に一定の障害がある場
	(子育て支援課)	合は20歳未満まで)を養育している人を対象に手当を
		支給します。
		○今後の方向性
		国の制度に基づき引き続き事業を推進します。
		〇概要
		ひとり親家庭の母や父等を対象に、経済的自立の助成
		を図り、扶養する子の福祉の増進に資するため、必要と
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (子育て支援課)	なる資金の貸し付けを行います。
2		○今後の方向性
		扶養する子の進学等に関する資金の相談が多いため、
		 必要となる資金について相談者とともに考え、自立に向
		 けた支援を行えるように対応します。
		〇概要
		 18歳に達した最初の3月31日までの児童(児童に―
		 定の障害がある場合20歳未満まで)を養育している母
	ひとり親家庭等医療費支	(父)子家庭等の子どもとその父母、養育者に対し、医
3	給事業	療機関にかかった時の保険医療の自己負担分を支給し
	(子育て支援課)	ます。
		○
		引き続き事業を推進します。
4		○城安 ひとり親家庭の母または父が教育訓練給付の対象講
	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 (子育て支援課)	Oとり税象庭の母よたは文が教育訓練品的の対象講 座を受講し、修了した場合、受講するために支払った費
		用の一部を支給します。
		○今後の方向性
		今後も継続して実施します。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性			
		〇概要			
5	ひとり親家庭高等職業訓 練促進給付金等事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭の母または父が、対象資格(看護師、保育士、美容師等)を取得するために養成機関で修業する時、修業中の全期間について給付金を支給します。 〇今後の方向性 今後も継続して実施します。			
6	ひとり親家庭高等職業訓 練促進資金貸付事業 (子育て支援課)	○概要 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けている人を対象に、入学準備金及び就職準備金を貸付ける制度です。 ○今後の方向性 今後も継続して実施します。			
7	高等学校卒業程度認定試 験合格支援事業 (子育て支援課)	○概要 中卒者や高校中退者のひとり親家庭の母または父及び扶養する子どもに対し、より良い条件での就業等に向けた学び直しを支援するための給付金を支給します。 ○今後の方向性 今後も継続して実施します。			
8	母子・父子自立支援員 (子育て支援課)	○概要 ひとり親家庭の生活や仕事等に関する相談に応じ、必要なアドバイスや情報提供等を行います。 ○今後の方向性 引き続き事業を推進します。			
9	【中間見直し】 子どもの生活・学習支援 事業 (青少年対策室)	〇概要 生活保護世帯、就学援助世帯、ひとり親世帯の小学3 年生から6年生、中学生、高校生等を対象に、学習教室 の開催、家庭訪問による相談支援、学習教室に併せた食 育支援、就労・ボランティア体験等を実施します。 〇今後の方向性 利用者のニーズの把握に努め、教室会場の拡充や支援 内容の充実等を検討します。			

番号	事業名	事業概要と今後の方向性			
10	母子生活支援施設 (子育て相談課)	○概要 母子保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要 がある配偶者のいない女子とその児童について、母子生 活支援施設への入所を図ることにより、母子家庭の自立 に向けた支援を行います。 ○今後の方向性 今後も、母子家庭の自立に向け必要な支援が実施でき るよう検討します。			
11	【中間見直し(追加)】 養育費確保支援事業 (子育て支援課)	○概要 養育費の取り決めについて、公正証書等を作成した場合や保証会社と保証契約を締結した場合に補助金を交付します。 ○今後の方向性 引き続き事業を推進します。			

②子どもの発達を支援する取り組み

番号	事業名	事業概要と今後の方向性		
		〇概要		
		保育所・幼稚園等を訪問し、保育士等に発達に特性の		
	【中間見直し】	ある子どもやその保護者への支援について助言及び指		
4	子どもの発達支援訪問事	導等を行います。また、必要に応じて保護者への助言及		
	業	び指導等を行います。		
	(子育て相談課)	〇今後の方向性		
		令和2年度の子ども発達相談センター開所により		
		業を拡充しました。今後も継続して事業を実施します。		
		〇概要		
		保育士や社会福祉士等の専門知識を有する者が、当該		
	【中間見直し】	児童及び保護者に対し、来所面接や家庭訪問により助言		
2	発達障害児等支援事業	指導を行います。		
	(子育て相談課)	〇今後の方向性		
		令和2年度に開所した子ども発達相談センターにお		
		いて、切れ目のない支援を実施します。		

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
	【中間見直し】	〇概要
		医師、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等が、発
		達に特性のある子ども及びその保護者に対し、適切な指
3	医師等による専門相談	導・助言を行うことで、子どもの精神的・社会的な成長
	(子育て相談課)	を支援します。
		〇今後の方向性
		令和2年度の子ども発達相談センター開所により事
		業を拡充しました。今後も継続して事業を実施します。
		〇概要
		子育てを難しいと感じている保護者を対象に、子ども
	【中間見直し】	への効果的で具体的な対応方法を学習する講座を実施
4	子育て支援講座【再掲】	し、より良い親子関係を築けるよう支援します。
	(子育て相談課)	〇今後の方向性
		令和2年度の子ども発達相談センター開所により事
		業を拡充しました。今後も継続して事業を実施します。
	【中間見直し】 親子教室 (子育て相談課)	〇概要
		発達に不安を感じている就学前の子どもとその保護
l _		者を対象に、親子のふれあい遊び等を通し、適切な早期
5		発達支援、及び相談を実施します。
		〇今後の方向性 - 今年の7月17日 2011日 201
		令和2年度の子ども発達相談センター開所により事
		業を拡充しました。今後も継続して事業を実施します。
		3・4か月の乳児とその保護者を対象に、発育・発達の世界には、現代の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の
6	3・4 か月児健康診査	把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導
	【再掲】	を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診 窓笠を鬼物します。
	(健康増進課) 	察等を実施します。
		○今後の方向性 大平診児の合物が提を燃持します。
		受診率の向上、未受診児の全数把握を継続します。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性			
		〇概要			
		生後10か月~1歳未満の乳児とその保護者を対象			
	【中間見直し】	に、発育・発達の把握と疾病・異常の早期発見、保護者			
7	10 か月児健康診査	に対する育児指導を行うため、委託医療機関において問			
'	【再掲】	診、身体計測、診察等を実施します。			
	(健康増進課)	○今後の方向性			
		今後も受診勧奨通知を行うとともに、様々な場面で健			
		診の重要性を周知し受診率の向上を推進します。			
		〇概要			
		1歳6か月~2歳未満の幼児を対象に、発育・発達の			
	 1歳6か月児健康診査	把握と疾病・異常の早期発見、保護者に対する育児指導			
8	「威 ひから兄庭尿診査 【再掲】 (健康増進課)	を行うため、委託医療機関において問診、身体計測、診			
		察等を実施します。			
		○今後の方向性			
		今後も受診勧奨通知を行うとともに、様々な場面で健			
		診の重要性を周知し受診率の向上を推進します。			
	3歳児健康診査【再掲】 (健康増進課)	〇概要			
		3歳6か月~4歳未満の幼児とその保護者を対象に、			
		毎月問診、身体測定、内科及び歯科健康診査を実施し、			
		発育・発達の評価と疾病・異常の早期発見を図ります。			
9		また、保護者に対して、虫歯予防、発育・発達、栄養、			
		生活習慣等、育児に関する指導を行います。			
		○今後の方向性			
		実施方法、実施内容ともに改善を図り、受診率の向上			
		を推進します。			
10		妊娠・出産・育児、また子どもの心身の発達について			
	 母子訪問指導【再掲】	支援が必要な家庭を対象に保健師等が訪問指導を行い			
	(地域保健センター)	ます。			
	(SESTIFICE CS)	○今後の方向性			
		訪問のニーズに即応できるように地区担当制で訪問			
		指導を継続していきます。			

③障害児への支援の充実

番号	事業名	事業概要と今後の方向性				
1	障害者手帳の交付 (障害福祉課)	○概要身体障害者、知的障害者、精神障害者に対して障害手帳を交付します。手帳を取得することにより、各種当や制度の対象となります。○今後の方向性障害者手帳制度の周知に努めます。				
2	特別児童扶養手当(障害福祉課)	〇概要 精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを家庭で養育している人に対し、所定の診断書等の判定に基づいて認定され、国から手当が支給されます。 〇今後の方向性 今後も制度の周知に努めます。				
3	障害児福祉手当 (障害福祉課)	〇概要 20歳未満で日常生活において常時介護を要する在宅の重度障害児に対して、障害によって生ずる特別な負担の一助として手当が支給されます。 〇今後の方向性 今後も制度の周知に努めます。				
4	福祉手当(市の制度) (障害福祉課)	○概要 市内に住所を有する在宅の重度障害者であって、市民 税が非課税の人に対して、手当を支給します。 ○今後の方向性 今後も同様の手当の支給を継続します。				
5	重度心身障害者医療費助 成 (障害福祉課)	○概要重度心身障害者が医療機関で診察を受けた際に支払う医療費の自己負担分を助成します。○今後の方向性必要な医療受診が行えるよう助成を継続します。				

番号	事業名	事業概要と今後の方向性				
6	自立支援医療(育成医療)(障害福祉課)	○概要 身体に障害または疾患を有する児童の治療に要する 医療費の一部を公費で負担します。(指定医療機関での 受診に限ります。) ○今後の方向性 今後も制度の周知に努めます。				
7	障害児(者)生活サポート 事業 (障害福祉課)	○概要 在宅の障害児(者)及び家族の地域生活を支援するため、障害児(者)の一時預かり、派遣による介護や外出の付き添い等、本人や家族の必要としているサービスを提供し、日常生活の負担の軽減に努めます。 ○今後の方向性 今後も制度の周知に努めます。				
8	医療的ケア児支援のため の関係機関の協議の場の 設置 (障害福祉課)	○概要 医療的ケアが必要な児童の支援に対する協議の場で ある川口市医療的ケア児連絡協議会を設置し、協議を行っています。また、医療的ケア児を支援する人材として、 医療的ケア児等コーディネーターを配置します。 ○今後の方向性 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・ 医療・福祉等の関係者で連携促進を図ります。				

(以下、障害児の福祉サービス)

番号	事業名	事業概要	
		〇概要	
9	障害福祉サービス(居宅)	障害者総合支援法に定める、ホームヘルプサービス	
9	(障害福祉課)	等、各種サービスを提供し、在宅障害者の自立支援に努	
		めています。	
		〇概要	
		障害のある児童に対し、日常生活における基本動作の	
10	児童発達支援	指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のため	
10	(障害福祉課)	の訓練を通所、訪問にて行います。施設形態として、児	
		童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達	
		支援があります。	

番号	事業名	事業概要				
11	放課後等デイサービス(障害福祉課)	〇概要 通学中の障害のある児童を対象に、放課後や夏休み等 について、生活能力向上のための訓練等を行います。				
12	保育所等訪問支援(障害福祉課)	〇概要 専門の児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、阿 害のある児童や施設職員に対して、児童が集団生活に適 応するための専門的な支援を行います。				
13	障害児相談支援 (障害福祉課)	〇概要 障害のある児童が障害福祉サービスを利用する際に 障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごと にモニタリングを行います。				
14	短期入所(障害福祉課)	〇概要 自宅で介護する人が入院等により不在となった場合 に、短期間施設に入所し、入浴、排泄、食事の介護等を 行います。				

重点項目

先に述べたように、保育ニーズの高まりや就労形態の多様化、妊娠・出産・育児に関して不安を抱えている人の負担軽減、放課後児童対策、児童虐待相談件数の増加等、多くの課題があります。この背景には、核家族世帯の増加や個人のライフスタイルの多様化といった大きな社会構造の変化という状況もあります。

以下では、本市として、こうした課題の解決のために今後推進していく事業や、できる限り早期に方向性を定める必要のある課題について掲載します。

(1) 認定こども園への移行促進

【概要】

近年、女性の就業率の上昇に伴う保育ニーズの高まりに加え、子どもに幼児教育を受けさせたいというニーズも高まっています。その一方、夫婦ともフルタイムで働く世帯が増えており、子どもに教育を受けさせたいと考えても、預かり時間の制約から、その希望に対応できる施設が少ない状況となっています。

そこで、本市では、既存幼稚園が比較的多いという利点を生かし、既存幼稚園の認定こども園への移行を支援することで、保育定員の確保をさらに進める他、就労形態に関わらず子どもに教育・保育を受けさせることができる施設の整備を進めます。併せて、これまで実施してきた私立幼稚園における長時間預かり事業を引き続き推進します。

【認定こども園とは】

- 教育機関としての幼稚園の機能と、働いている保護者を支える保育所の機能を併せ持つ 施設であり、親の就労状況等に関わらず利用できる他、原則として、親の就労形態に変 更があったとしても継続して在園することができる施設です。
- 日中の時間帯は、親の就労状況等に関係なく一緒に活動を行い、朝夕の時間帯に保育が 必要な子どもについては、保育所等と同様に預かってもらうことができます。
- 園児に教育・保育を提供する他、一時預かりや子育て相談をはじめとする「子育て支援 事業」を行い、地域の子育て家庭を支える機能も併せ持っています。

【私立幼稚園における長時間預かり事業とは】

○ 幼稚園において、保育所等と同様に早朝保育を含めた 11 時間以上の保育を行い、夏休み等の長期休暇においても預かり保育を実施する事業です。概ね保育所等並みの時間子どもを預かる幼稚園に対して、市から補助金を交付しています。

(2) 公立保育所のあり方に関する基本方針 (中間見直し)

【概要】

近年、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は変化し、子育てに不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下、児童虐待相談対応件数の増加、特別な支援が必要な子どもの増加等、 保育所に求められる役割は大きくなっています。

また、民間保育所の整備の推進に伴い、本市の保育行政に占める民間施設の割合が急激に増加していることから、保育の質の確保が急務となっています。

一方で、公立保育所において、施設の老朽化が進行している中で、着実に施設の再整備を 進めていく必要があります。

そこで、公立保育所の再構築や、新たな役割についての基本的な考え方を整理するとともに、地域の子育て支援や民間保育所等との連携強化等、本市の保育施策のさらなる推進を図ることを目的として「公立保育所のあり方に関する基本方針」を策定しました。 (本テーマにおける「公立保育所」とは、川口市が直接運営する保育所で、公設公営保育所を指します。)

子育て世代の育児不安の解消と養育力向上のための「子育て支援拠点としての役割」や、 養育支援強化や障害児保育に取り組む「セーフティネット機能の役割」、将来の保育需要に 対応した「保育需要の弾力的受け皿としての役割」、民間保育所等と連携し保育施設全体の 保育の質の維持・向上を図る「保育の質の充実に向けた地域の中心的役割」等、公立保育所 が新たに担うべき役割について位置づけました。

公立保育所については役割の強化を図るとともに、地域の中心的役割を担っていく基幹となる保育所を整備します。その上で、川口市公共施設等総合管理計画の個別施設計画等に応じた施設の更新、改修等を進めます。

また、施設の更新と併せて、保育需要の弾力的受け皿として地域の需要を勘案しつつ、公立保育所の定員調整、再編統合や民間活力の導入を進めるなど、公立保育所の再構築を図ります。

(3) 子ども家庭総合支援拠点の整備

【概要】

近年、全国的に児童虐待の相談対応件数が増加している状況であり、本市においても他自 治体と同様に、年々増加傾向にあります。

本市では、増加する相談件数に対応するため、職員を増員するとともに、以前より、児童 虐待通告の対応、要保護児童対策地域協議会を活用した要保護児童等についての関係機関間 での情報共有をするなどして、児童虐待の対応に尽力してきました。

一方、国では、地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子どもの支援の専門性をもった体制を整備するため、令和4年までに「子ども家庭総合支援拠点」を全市区町村に設置するとの方針を定めました。

本市では、様々な児童虐待対応を実施していますが、「子ども家庭総合支援拠点」の整備により、児童虐待対応等のさらなる専門性の向上が期待できます。

今後は、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、「子育て世代包括支援センター」と連携し、すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごとの相談、児童虐待への対応を実施する「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援と、児童虐待防止・早期発見のための啓発活動等を実施します。

【事業内容】

- ①子ども家庭支援業務にかかる業務
 - ・子育て支援に関する相談対応
 - 「子育て世代包括支援センター」と連携した支援、情報提供
 - 「気になる子ども」や「気になる妊婦・養育者」に関する相談
- ②要支援児童等への支援業務
 - 児童虐待通告の受け付け対応(訪問等による調査)
 - ・定期的な訪問等による支援
- ③関係機関との連絡調整
 - 要保護児童対策地域協議会を活用した情報共有
 - ・ 児童相談所と連携した支援の実施

(4) 放課後児童対策の推進(新・放課後子ども総合プラン)

【現状】

本市では放課後児童対策として、放課後児童クラブと放課後子供教室を実施しています。 放課後児童クラブは既に小学校 52 校の全てに設置していますが、児童数が多く、余裕教室 等の確保が難しい小学校の放課後児童クラブでは、本来の趣旨である「子どもの自主性、社 会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等」を図る場としての環境の確保に苦慮し ている状況です。今後も児童数の増加が見込まれる地区の学校では同様の状況が想定されま す。一方、放課後子供教室は、地域と学校の協力の下、平成 21 年度から順次開設し、令和 5年度に全小学校での開設を目指しています。

国が平成30年度に示した「新・放課後子ども総合プラン」(*注1)に先駆けて本市が進めてきたともいえる放課後児童クラブの「公設」と「学校敷地内への設置」の原則を継続する場合、ほぼすべてのクラブ室を学校内及びその敷地内で整備している本市の状況に鑑みると、本来の趣旨を踏まえた児童の健全な育成を図ることが、今後、困難となることも予想されます。

(*注1)新・放課後子ども総合プランにおける国全体の目標

新たに放課後児童クラブまたは放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

【放課後児童クラブの方向性】

放課後児童クラブの「子どもの自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等」を図るという役割を果たす環境を整備するため、放課後児童クラブの現状、児童数の見通し、施設の状況を総合的に勘案し、現状では放課後児童クラブの目的の達成が難しくなると判断される場合に限り、移動における児童の安全対策に万全を期すことを前提に放課後児童クラブを学校敷地外に設置することを検討します。

【放課後児童対策の実施方針】

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量 ※第5章4(2)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の項を参照。

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量(*注2)

図表 放課後子供教室の開設予定(川口市放課後子供教室事業推進計画より) (単位:か所)

学校数	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
教室数	38	43	48	52	52
うち、一体型	23	26	29	32	32

(*注2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは

すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が、希望すれば放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

③ 放課後子供教室の令和5年度までの実施計画

毎年度 5 教室程度の増設を目指し、令和 5 年度には全小学校区での実施を目標とします。 新規に開設する放課後子供教室及び既存の教室を含め、放課後児童クラブとの一体型教室 の割合を増やします。

④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営に関する方策

同一の小学校内で両事業を実施する場合、あるいは小学校外の公民館等で両事業を実施する場合は、すべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるよう、活動プログラムの企画段階から、放課後子供教室と放課後児童クラブの支援員同士の連携を図ります。

両事業を異なる施設・場所で実施する場合は、上記に加えて、放課後子供教室の活動プログラムの開始前・終了後に安全に児童が移動できる体制を整えます。

⑤ 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

多くの児童が参加でき、多様な学習・体験プログラム活動が安全で充実したものとなるよう、参加人数やプログラムの内容等に応じて、学校の特別教室や体育館、校庭の他、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として積極的に活用するよう、学校及び教育委員会、子ども部が密に連携します。

⑥ 子ども部と教育委員会の具体的な連携に関する方策

子ども部と教育委員会が定期的に協議する機会を設け、放課後児童対策の円滑な連携と運営を図ります。

⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応

児童の希望に沿って、放課後児童クラブ及び放課後子供教室への受け入れを継続するとと もに、児童の状況に応じ、支援員の加配等、サポート体制の充実を図ります。

⑧ 放課後児童クラブの開室時間延長の取り組み 保護者の希望と運営体制を踏まえ、放課後児童クラブの開室時間を検討します。

9 各放課後児童クラブの環境向上に向けた方策

放課後児童クラブは、保護者の子育てと就労の両立支援対策だけではなく、基本的な生活 習慣や異年齢児童等との交わり等を通じて、児童が社会性の習得や発達段階に応じた主体的 な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」です。

放課後児童クラブのこうした役割を果たすために適切な実施場所と運営体制を見直すとともに、放課後子供教室との一層の連携を進めます。

⑩ 放課後児童クラブの利用者や地域住民への情報発信

放課後児童クラブの役割と運営方法、放課後子供教室との連携等について、利用者や地域 住民への理解を深め、協力を得られるよう、情報の発信に取り組みます。

(5) ヤングケアラーへの支援の充実 (中間見直) (追加)]

【概要】

ヤングケアラーとは、法律上の定義はありませんが、「本来は大人がやるべき家事や家族の世話を日常的に行っている 18歳未満の子ども」のことを指します。ヤングケアラーの中には、勉強、部活動、友達との遊びなど自分の自由な時間が持てず、子どもの育つ権利が守られていない子どももいることから、ヤングケアラーに対する支援が求められています。

埼玉県では、令和2年3月、ヤングケアラーの支援を含む「ケアラー支援条例」を全国ではじめて制定しました。また、国においては、令和4年度から令和6年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、社会全体の認知度を調査するとともに、中高生の認知度5割にすることを掲げています。

本市では、令和4年10月から11月にかけて、市立小学校の5・6年生、市立中学校、市立高等学校に通う生徒と市立小・中・高等学校の教職員を対象に、本市におけるヤングケアラーの実態と必要な支援を把握するため、学校や家庭での生活の中で抱えている悩みや困りごとに関する調査を実施しました。

全ての子どもが子どもらしく健やかに成長することができるよう、ヤングケアラーとその 家族を支えるための事業を実施していきます。併せて、ヤングケアラー支援にあたっては、 子どもと関わる支援者のみならず、当事者となる可能性がある子ども自身が、ヤングケアラーについて知ることも必要であることから、理解促進に努めていきます。

第 5 章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、 地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的 に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事 業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

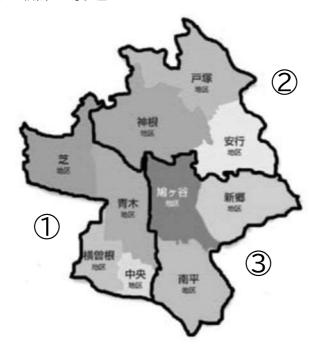
第1期計画において、市内を3つの区域に分けた教育・保育提供区域を設定し、運用しています。本計画期間においても主に次の理由から、引き続き、3つの教育・保育提供区域を継続します。

- ・都心のベッドタウンである本市の性格上、鉄道を利用して都内へ通勤する市民が多く、鉄道駅の配置バランスに基づく区域設定が合理的であり、市民の利便性も高い
- ・現行の利用実態に特段の問題がなく、効率的な保育の提供を継続できる
- 各区域の子ども人口の将来見通しにおいて、バランスが大きく変わらない

<提供区域① 中央・横曽根・青木・芝>

<提供区域② 神根・安行・戸塚>

<提供区域③ 南平・新郷・鳩ヶ谷>



2 将来の子ども人口

<川口市全体>

都心のベッドタウンとして発展し続ける本市の人口は、一貫して転入数が転出数を上回る "社会増"が続いています。この間、転入数が「合計特殊出生率」の低迷を補完するような状況が続いています。平成元年から 30 年間でみると、年間出生数は 5,000 人前後であり、ほぼ横ばいで推移しています。

市全体の人口がこうした動きをみせる中、本計画の対象となる子どもの人口推計をみると、 平成31年から令和6年にかけて就学前の子ども(0~5歳)で500人程度の減少、小学生(6~11歳)で700人程度の減少が予測されます。

年齢別にみると、O 歳と 1~2 歳の人口は若干の増加が見込まれるものの、3~11 歳の人口はいずれも減少する見込みです。

人 (各年4月1日時点) 70,000 62,078 62,137 61,967 61.784 61.020 60,782 60,507 60,172 59,908 59,794 60,000 15,266 15,484 15,508 15,597 15.498 15,633 15,585 15,449 15,322 15,335 ■9~11歳 50,000 四6~8歳 40,000 15,516 15,414 15,561 15,526 15,372 15,247 15,259 15,264 15,145 14,839 30,000 ■3~5歳 15,628 15,548 15,461 15,477 15,427 14,422 14,540 14 492 15.306 14.994 20,000 □1~2歳 10,502 10,480 10,000 10,482 10,371 9,976 10,035 10,113 10,027 9,711 9,761 ■0歳 5,166 5,211 4,955 4,813 4,696 4,885 4,908 4,943 4,984 5,015 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年 実績 推計

【川口市の将来子ども人口】

(単位:人、%)

			実績					推計		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	5, 166	5, 211	4, 955	4, 813	4, 696	4, 885	4, 908	4, 943	4, 984	5, 015
1~2 歳	10, 502	10, 480	10, 482	10, 371	10, 027	9, 711	9, 761	9, 976	10, 035	10, 113
3~5 歳	15, 628	15, 548	15, 461	15, 477	15, 427	15, 306	14, 994	14, 540	14, 422	14, 492
6~8 歳	15, 516	15, 414	15, 561	15, 526	15, 372	15, 247	15, 259	15, 264	15, 145	14, 839
9~11 歳	15, 266	15, 484	15, 508	15, 597	15, 498	15, 633	15, 585	15, 449	15, 322	15, 335
就学前	31, 296	31, 239	30, 898	30, 661	30, 150	29, 902	29, 663	29, 459	29, 441	29, 620
小学生	30, 782	30, 898	31, 069	31, 123	30, 870	30, 880	30, 844	30, 713	30, 467	30, 174
合計	62, 078	62, 137	61, 967	61, 784	61, 020	60, 782	60, 507	60, 172	59, 908	59, 794
対前年増減		59	-170	-183	-764	-238	-275	-335	-264	-114
総人口	590, 209	593, 485	596, 505	601, 055	604, 675	607, 978	611, 135	614, 157	617, 061	619, 789
対人口比	10. 5%	10. 5%	10. 4%	10. 3%	10.1%	10.0%	9. 9%	9. 8%	9. 7%	9. 6%

(人口推計方法)

将来人口は、コーホート要因法を用いて算出しました。コーホート要因法とは、各コーホート(同年または同期間に出生した集団のこと)ごとに、加齢に伴って生じる年次ごとの変化をその要因(自然動態:出生・死亡、社会動態:転入・転出)ごとに計算する方法です。

【推計基礎データ】

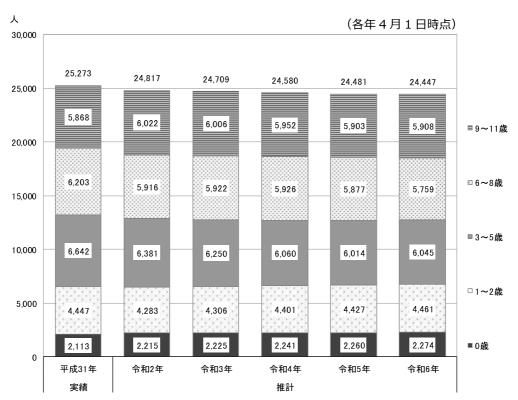
- ・平成27年~平成31年の各年4月1日時点の住民基本台帳各歳別人口
- ・ある年齢(x歳)の人口が、1年後の年齢(x+1歳)になるまでの出生、死亡以外の要因による人口増減を示す「純移動率」については5年間の平均値を使用

<提供区域① 中央・横曽根・青木・芝>

中央・横曽根・青木・芝区域は、子どもの人口が市内で最も多い約25,000人です。

平成 31 年から令和6年にかけての子どもの人口の見通しは、就学前の子ども $(0\sim5$ 歳)、小学生 $(6\sim11$ 歳)ともに、それぞれ 400 人程度の減少が予測されます。

年齢別にみると、0歳は160人程度の増加、1~2歳と9~11歳は横ばいが見込まれ、3~5歳、6~8歳は400~600人程度の減少が見込まれます。



【中央・横曽根・青木・芝区域の将来子ども人口】

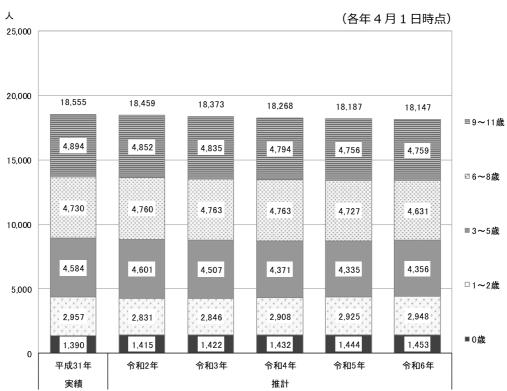
	実績			推計			増減
	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	H31→R6
0 歳	2, 113	2, 215	2, 225	2, 241	2, 260	2, 274	161
1~2 歳	4, 447	4, 283	4, 306	4, 401	4, 427	4, 461	14
3~5 歳	6, 642	6, 381	6, 250	6, 060	6, 014	6, 045	-597
6~8 歳	6, 203	5, 916	5, 922	5, 926	5, 877	5, 759	-444
9~11 歳	5, 868	6, 022	6, 006	5, 952	5, 903	5, 908	40
就学前	13, 202	12, 879	12, 781	12, 702	12, 701	12, 780	-422
小学生	12, 071	11, 938	11, 928	11, 878	11, 780	11, 667	-404
合計	25, 273	24, 817	24, 709	24, 580	24, 481	24, 447	-826
対前年増減		-456	-108	-129	-99	-34	

<提供区域② 神根・安行・戸塚>

神根・安行・戸塚区域は、子どもの人口が約18,000人です。

平成 31 年から令和6年にかけての子どもの人口の見通しは、就学前の子ども $(0\sim5$ 歳)、小学生 $(6\sim11$ 歳)ともに、それぞれ 200 人程度の減少が予測されます。

年齢別にみると、O歳は60人程度の増加が見込まれ、3~5歳以上では100~200人程度の減少が見込まれます。



【神根・安行・戸塚区域の将来子ども人口】

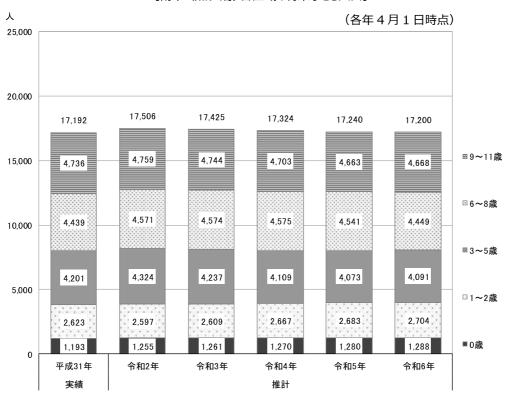
	実績		推計					
	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	H31→R6	
0 歳	1, 390	1, 415	1, 422	1, 432	1, 444	1, 453	63	
1~2 歳	2, 957	2, 831	2, 846	2, 908	2, 925	2, 948	-9	
3~5 歳	4, 584	4, 601	4, 507	4, 371	4, 335	4, 356	-228	
6~8 歳	4, 730	4, 760	4, 763	4, 763	4, 727	4, 631	-99	
9~11 歳	4, 894	4, 852	4, 835	4, 794	4, 756	4, 759	-135	
就学前	8, 931	8, 847	8, 775	8, 711	8, 704	8, 757	-174	
小学生	9, 624	9, 612	9, 598	9, 557	9, 483	9, 390	-234	
合計	18, 555	18, 459	18, 373	18, 268	18, 187	18, 147	-408	
対前年増減		-96	-86	-105	-81	-40		

<提供区域③ 南平・新郷・鳩ヶ谷>

南平・新郷・鳩ヶ谷区域は、子どもの人口が約17,000人です。

平成31年から令和6年にかけての子どもの人口の見通しは、就学前の子ども(0~5歳)は約60人の増加、小学生(6~11歳)は約60人の減少が予測されます。

年齢別にみると、0 歳と $1\sim2$ 歳はそれぞれ 90 人程度の増加、 $6\sim8$ 歳は横ばいが見込まれ、 $3\sim5$ 歳は 110 人、 $9\sim11$ 歳は 70 人程度の減少が見込まれます。



【南平・新郷・鳩ヶ谷区域の将来子ども人口】

(単位:人)

	実績			推計			増減
	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	H31→R6
0 歳	1, 193	1, 255	1, 261	1, 270	1, 280	1, 288	95
1~2 歳	2, 623	2, 597	2, 609	2, 667	2, 683	2, 704	81
3~5 歳	4, 201	4, 324	4, 237	4, 109	4, 073	4, 091	-110
6~8 歳	4, 439	4, 571	4, 574	4, 575	4, 541	4, 449	10
9~11 歳	4, 736	4, 759	4, 744	4, 703	4, 663	4, 668	-68
就学前	8, 017	8, 176	8, 107	8, 046	8, 036	8, 083	66
小学生	9, 175	9, 330	9, 318	9, 278	9, 204	9, 117	-58
合計	17, 192	17, 506	17, 425	17, 324	17, 240	17, 200	8
対前年増減		314	-81	-101	-84	-40	

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、 教育・保育提供区域ごとに幼児期の教育・保育の量の見込み、それに対する提供体制の確保 の内容及び実施時期を定めることとなっています。

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設等の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を定めます。

【保育の必要の認定区分】

認定区分	定義	主な利用施設		
1号認定(教育認定)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けていない小学校就学前子ども	幼稚園 認定こども園		
2号認定 (保育認定)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた 小学校就学前子ども	保育所 認定こども園		
3号認定 (保育認定)	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた 小学校就学前子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業所 (小規模保育事業所等)		

(1) 量の見込みと提供体制

<令和2年度>

				令和2年原	隻 (令和3年4	月1日時点)	
			1号認定	2 号認定(3-5 歳)		3 号認定(0-2 歳)	
			(3-5 歳)	教育ニーズ	保育ニーズ	1-2 歳	0 歳
	中央、横曽根、青木、芝		2,558	1,057	2,570	2,209	412
量		神根、安行、戸塚	2,421	377	1,632	1,370	293
量の見込み		南平、新郷、鳩ヶ谷	2,012	699	1,526	1,284	267
み		合計①	6,991	2,133	5,728	4,863	972
			0,991	7,8	61	5,8	35
	中央	特定教育・保育施設	797	192	3,424	1,782	314
	横曽根	新制度未移行の幼稚園(※)	3,751	175			
	青木 芝	特定地域型保育事業				393	97
		認可外保育施設				12	6
提		特定教育・保育施設	141	59	2,175	1,069	215
供	神根 安行	新制度未移行の幼稚園(※)	2,779	25			
制	安1〕 戸塚	特定地域型保育事業				258	74
催		認可外保育施設				0	0
提供体制の確保の内容・実施時期		特定教育・保育施設	281	59	2,034	1,003	197
宇	南平 新郷	新制度未移行の幼稚園(※)	3,010	60			
施一	が 鳩ヶ谷	特定地域型保育事業				232	64
期		認可外保育施設				12	6
		A =1 @		570	7,633	4,761	973
		合計②	10,759	8,2	.03	5,734	
			2.700	-1,563	1,905	-102	1
		2-(1)	3,768	34	12	-1	01

^{※「}私立幼稚園長時間預かり推進事業」の受け入れ枠は「新制度未移行の幼稚園」の2号認定(教育ニーズ)に計上

<令和3年度>

				令和3年原	隻 (令和4年4	月1日時点)	
			1号認定	2 号認定(3-5 歳)		3 号認定(0-2 歳)	
			(3-5 歳)	教育ニーズ	保育ニーズ	1-2 歳	0 歳
	Г	中央、横曽根、青木、芝	2,481	1,024	2,493	2,260	416
量		神根、安行、戸塚	2,348	365	1,583	1,401	296
量の見込み		南平、新郷、鳩ヶ谷	1,951	678	1,480	1,314	270
み	合計①		6,780	2,067	5,556	4,975	982
			0,780	7,6	523	5,9	57
		特定教育・保育施設	1,045	340	3,458	1,816	318
	中央 横曽根	新制度未移行の幼稚園(※)	3,333	179			
	青木	特定地域型保育事業				393	97
		認可外保育施設				12	6
提		特定教育・保育施設	319	165	2,196	1,091	218
供	神根	新制度未移行の幼稚園(※)	2,480	28			
制の	安行 戸塚	特定地域型保育事業				258	74
催保		認可外保育施設				0	0
提供体制の確保の内容・実施時期		特定教育・保育施設	475	175	2,054	1,027	200
字	南平	新制度未移行の幼稚園(※)	2,682	63			
施時	新郷 鳩ヶ谷	特定地域型保育事業				232	64
期		認可外保育施設				12	6
		A =1 @	10.004	950	7,708	4,841	983
		合計②	10,334	8,6	558	5,824	
			0.554	-1,117	2,152	-134	1
		2-1)	3,554	1,0	35	-1:	33

^{※「}私立幼稚園長時間預かり推進事業」の受け入れ枠は「新制度未移行の幼稚園」の2号認定(教育ニーズ)に計上

<令和4年度>

				令和4年原	隻(令和5年4	月1日時点)	
			1号認定	2 号認定	(3-5歳)	3 号認定(0-2 歳)	
			(3-5 歳)	教育ニーズ	保育ニーズ	1-2 歳	0 歳
	Г	中央、横曽根、青木、芝	2,462	1,016	2,474	2,274	421
量		神根、安行、戸塚	2,329	362	1,571	1,410	299
量の見込み		南平、新郷、鳩ヶ谷	1,934	672	1,467	1,322	273
み	A =1 (i)		6,725	2,050	5,512	5,006	993
		合計①		7,5	562	5,9	99
		特定教育・保育施設	1,293	488	3,492	1,850	322
	中央 横曽根	新制度未移行の幼稚園(※)	2,915	183			
	青木	特定地域型保育事業				393	97
		認可外保育施設				12	6
提		特定教育・保育施設	497	271	2,217	1,113	221
供	神根	新制度未移行の幼稚園(※)	2,181	31			
制の	安行 戸塚	特定地域型保育事業				258	74
催保		認可外保育施設				0	0
提供体制の確保の内容・実施時期		特定教育・保育施設	669	291	2,074	1,051	203
容宝	南平	新制度未移行の幼稚園(※)	2,354	66			
施時	新郷 鳩ヶ谷	特定地域型保育事業				232	64
期		認可外保育施設				12	6
		A -1 -0		1,330	7,783	4,921	993
		合計②	9,909	9,1	13	5,914	
			0.101	-720	2,271	-85	0
		2-1	3,184	1,5	551	-8	15

^{※「}私立幼稚園長時間預かり推進事業」の受け入れ枠は「新制度未移行の幼稚園」の2号認定(教育ニーズ)に計上

<令和5年度>

				令和 5 年原	隻(令和6年4	月1日時点)	
			1号認定	2 号認定	(3-5歳)	3 号認定(0-2 歳)	
			(3-5 歳)	教育ニーズ	保育ニーズ	1-2 歳	0 歳
	Г	中央、横曽根、青木、芝		911	2,597	2,080	396
量		神根、安行、戸塚	2,340	50	1,891	1,215	243
量の見込み		南平、新郷、鳩ヶ谷	1,943	326	1,823	1,209	238
み	A =1 (i)		6,757	1,287	6,311	4,504	877
		合計①	0,737	7,5	598	5,3	81
	-tt-	特定教育•保育施設	968	183	3,135	1,553	338
	中央 横曽根	新制度未移行の幼稚園(※)	3,715	120			
	青木 芝	特定地域型保育事業				426	100
		認可外保育施設				0	0
提		特定教育・保育施設	141	51	1,941	871	187
提供体制の確保の内容・実施時期	神根 安行	新制度未移行の幼稚園(※)	2,830	20			
制のな	女17 戸塚	特定地域型保育事業				334	81
保 保		認可外保育施設				4	2
内内の		特定教育・保育施設	622	105	1,788	940	215
宇	南平 新郷	新制度未移行の幼稚園(※)	2,555	20			
施一時	新卿 鳩ヶ谷	特定地域型保育事業				128	40
期		認可外保育施設				3	1
		合計②		499	6,864	4,259	964
			10,831	7,3	363	5,223	
		(2)-(1)	4,074	-788	553	-245	87
		4 -0	4,074	-2	35	-15	58

^{※「}私立幼稚園長時間預かり推進事業」の受け入れ枠は「新制度未移行の幼稚園」の2号認定(教育ニーズ)に計上

<令和6年度>

(単位:人)

				令和6年原	支 (令和 7 年 4	月1日時点)	
			1号認定	2 号認定	(3-5歳)	3 号認定(0-2 歳)	
			(3-5 歳)	教育ニーズ	保育ニーズ	1-2 歳	0 歳
	中央、横曽根、青木、芝		2,517	1,011	2,557	2,043	380
量		神根、安行、戸塚	2,379	21	1,953	1,191	232
量の見込み		南平、新郷、鳩ヶ谷	1,977	313	1,873	1,205	234
み	合計①		6,873	1,345	6,383	4,439	846
			0,673	7,7	⁷ 28	5,2	85
		特定教育・保育施設	1,152	219	3,135	1,569	341
	中央 横曽根	新制度未移行の幼稚園(※)	3,395	100			
	青木 芝	特定地域型保育事業				426	100
		認可外保育施設				0	0
提		特定教育・保育施設	141	51	1,941	871	187
提供体制の確保の内容・実施時期	神根	新制度未移行の幼稚園(※)	2,830	20			
制の	安行 戸塚	特定地域型保育事業				334	81
催保		認可外保育施設				4	2
内内		特定教育・保育施設	622	105	1,788	940	215
宇	南平	新制度未移行の幼稚園(※)	2,555	20			
施一時	新郷 鳩ヶ谷	特定地域型保育事業				128	40
期		認可外保育施設				3	1
		A =1 @	10.005	515	6,864	4,275	967
		合計②	10,695	7,3	379	5,242	
			0.000	-830	481	-164	121
		2-1	3,822	-3	49	-4	13

^{※「}私立幼稚園長時間預かり推進事業」の受け入れ枠は「新制度未移行の幼稚園」の2号認定(教育ニーズ)に計上

【再掲】満3歳未満の保育利用率(市全体)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
0~2 歳児童数 ①	人	14,669	14,919	15,019	15,128	15,248
3 号利用定員数 ②	人	5,734	5,824	5,914	6,004	6,094
保育利用率 ②÷①	%	39.1	39.0	39.4	39.7	40.0

注:各年度の数値は翌年度4月1日

(2) 提供体制の確保の考え方

国の子育て安心プランに従い、令和2年度末までに待機児童ゼロを達成するための必要な施設整備を行います。

令和3年度以降は、ニーズの伸びに合わせ、主に低年齢児の定員を確保します。また、長期的には少子化傾向であること、2号認定の教育ニーズが高まっていることから、既存幼稚園の認定こども園への移行を推進します。

1号認定

〇 既存幼稚園に対して認定こども園への移行支援を行い、2・3 号認定の定員増を図ることから、1 号認定の定員数は徐々に減らしていく計画とします。

2号認定教育ニーズ

○ 認定こども園の整備及び私立幼稚園の長時間預かりの拡充を図ることにより、定員増 を図ります。

2号認定保育ニーズ及び3号認定

○ 認可保育所、認定こども園の整備等により定員増を図ります。

[令和5年中間見直し]

利用申込児童数が計画値と比較して下回っていることを受け、実績値をもとに量の見込みと提供体制を見直します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、 地域子ども・子育て支援事業(13事業)の量の見込み並びにそれに対する提供体制の確保の 内容及び実施時期について定めることとなっています。

これまでの利用状況等を踏まえ、計画期間における地域子ども・子育て支援事業(13事業)の量の見込み及び確保方策を次の通りに定めます。

※【 】内は川口市の事業名

(1) 時間外保育事業【延長保育事業】

[事業の概要]

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	3,818	3,790	3,774	2,680	3,055
	神根、安行、戸塚	1,925	1,912	1,903	1,553	1,677
込2	南平、新郷、鳩ヶ谷	2,108	2,093	2,084	1,289	1,399
<i>or</i>	合計①	7,851	7,795	7,761	5,522	6,131
内容・実施時期提供体制の確保の	中央、横曽根、青木、芝	3,818	3,790	3,774	2,680	3,055
	神根、安行、戸塚	1,925	1,912	1,903	1,553	1,677
	南平、新郷、鳩ヶ谷	2,108	2,093	2,084	1,289	1,399
	合計②	7,851	7,795	7,761	5,522	6,131
<i>"</i> 0	2-1	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

保育施設の整備に併せて、全施設の事業実施に努めます。

[令和5年中間見直し]

利用実績をもとに量の見込みと提供体制を見直します。

(2) 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)

[事業の概要]

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

[量の見込みと確保方策]

(単位:人)

			令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	小	中央、横曽根、青木、芝	754	772	842	827	785
	学	神根、安行、戸塚	526	528	543	515	513
込	1 年	南平、新郷、鳩ヶ谷	552	543	520	531	482
07	生	合計	1,832	1,843	1,905	1,873	1,780
旦	小	中央、横曽根、青木、芝	649	669	687	742	735
里の日	学。	神根、安行、戸塚	469	444	453	467	444
量の見込み	2 年	南平、新郷、鳩ヶ谷	454	451	444	424	433
07	生	合計	1,572	1,564	1,584	1,633	1,612
旦	小	中央、横曽根、青木、芝	503	519	542	545	599
量の見込み	学。	神根、安行、戸塚	350	373	352	358	367
	3 年	南平、新郷、鳩ヶ谷	371	378	370	367	347
<i>o</i> r	生	合計	1,224	1,270	1,264	1,270	1,313
	小学 1~3 年生合計		4,628	4,677	4,753	4,776	4,705
旦	小	中央、横曽根、青木、芝	253	253	266	273	273
量の見込み	学	神根、安行、戸塚	231	222	238	222	228
込	4 年	南平、新郷、鳩ヶ谷	219	206	209	209	202
<i>o</i> r	生	合計	703	681	713	704	703
<u>=</u>	小	中央、横曽根、青木、芝	84	90	89	93	98
量の見込み	学	神根、安行、戸塚	66	63	61	68	63
兄	5 年	南平、新郷、鳩ヶ谷	79	77	73	74	74
07	生	合計	229	230	223	235	235
旦	小	中央、横曽根、青木、芝	20	19	19	20	18
里の日	学。	神根、安行、戸塚	15	17	16	15	18
量の見込み	6 年	南平、新郷、鳩ヶ谷	21	22	21	21	22
or .	生	合計	56	58	56	56	58
	小学 4~6 年生合計		988	969	992	995	996
		合計①	5,616	5,646	5,745	5,771	5,701

※各年度の末日を基準日とする

		令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
	中央、横曽根、青木、芝	2,263	2,322	2,445	2,500	2,508
提	(か所)	21	21	21	21	21
体 制	神根、安行、戸塚	1,657	1,647	1,663	1,645	1,633
確	(か所)	14	14	14	14	14
保の の	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,696	1,677	1,637	1,626	1,560
容	(か所)	17	17	17	17	17
提供体制の確保の内容・実施時期	合 計 ②	5,616	5,646	5,745	5,771	5,701
	 (か所)	52	52	52	52	52
	2-1	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

今後も待機児童がでないよう提供体制の確保に努めます。

確保の方法については、学校の余裕教室・特別教室を活用するとともに、教室等の活用が 難しくなった地域においては校外での整備も視野に入れて提供体制の確保に努めます。

児童数の増減については学校区ごとに状況が異なることから地域の実情に応じきめ細かな 対応をします。

(3) 一時預かり事業 (未就学児)

[事業の概要]

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、幼稚園、認定こども園、 保育所、ファミリー・サポート・センター事業(未就学児)、子どものトワイライトステイ事 業において一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

①幼稚園・認定こども園の一時預かり(1号認定による利用)

[量の見込みと確保方策]

(単位:年間の延べ利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	61,320	61,320	61,320	61,320	61,320
	神根、安行、戸塚	35,640	35,640	35,640	34,610	34,610
込	南平、新郷、鳩ヶ谷	43,140	43,140	43,140	36,230	36,230
07	合計①	140,100	140,100	140,100	132,160	132,160
提	中央、横曽根、青木、芝	61,320	61,320	61,320	61,320	61,320
内容・実施時期提供体制の確保	神根、安行、戸塚	35,640	35,640	35,640	34,610	34,610
	南平、新郷、鳩ヶ谷	43,140	43,140	43,140	36,230	36,230
	合計②	140,100	140,100	140,100	132,160	132,160
<i>"</i> \tilde{o}	2-1	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

幼稚園や認定こども園での預かり保育実施の充実に努めます。

[令和5年中間見直し]

利用実績をもとに量の見込みと提供体制を見直します。

②幼稚園の一時預かり(2号認定による利用)

[量の見込みと確保方策]

(単位:年間の延べ利用日数)

		令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	40,880	40,880	40,880	40,880	40,880
	神根、安行、戸塚	23,760	23,760	23,760	23,010	23,010
込む	南平、新郷、鳩ヶ谷	28,760	28,760	28,760	24,150	24,150
07	合計①	93,400	93,400	93,400	88,040	88,040
	中央、横曽根、青木、芝	40,880	40,880	40,880	40,880	40,880
内容・実施時期提供体制の確保の	神根、安行、戸塚	23,760	23,760	23,760	23,010	23,010
	南平、新郷、鳩ヶ谷	28,760	28,760	28,760	24,150	24,150
	合計②	93,400	93,400	93,400	88,040	88,040
~ o	2-1	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

幼稚園での預かり保育実施の充実に努めます。

[令和5年中間見直し]

利用実績をもとに量の見込みと提供体制を見直します。

※幼稚園・認定こども園の一時預かり

(1号認定による利用と2号認定による利用の合計)

(単位:年間の延べ利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	102,200	102,200	102,200	102,200	102,200
	神根、安行、戸塚	59,400	59,400	59,400	57,620	57,620
込	南平、新郷、鳩ヶ谷	71,900	71,900	71,900	60,380	60,380
07	合計①	233,500	233,500	233,500	220,200	220,200
提	中央、横曽根、青木、芝	102,200	102,200	102,200	102,200	102,200
内容・実施時期提供体制の確保の	神根、安行、戸塚	59,400	59,400	59,400	57,620	57,620
	南平、新郷、鳩ヶ谷	71,900	71,900	71,900	60,380	60,380
	合計②	233,500	233,500	233,500	220,200	220,200
<i>"</i> \tilde{o}	2-1	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

③一時預かり事業(保育所)、ファミリー・サポート・センター事業(未就学児)、 子どものトワイライトステイ事業

[量の見込みと確保方策]

(単位:年間の延べ利用日数)

		令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
旦	中央、横曽根、青木、芝	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280
里の日	神根、安行、戸塚	3,170	3,170	3,170	3,170	3,170
量の見込み	南平、新郷、鳩ヶ谷	5,510	5,510	5,510	5,510	5,510
07	合計①	13,960	13,960	13,960	13,960	13,960
提	中央、横曽根、青木、芝	5,280	5,280	5,280	5,289	5,289
内供	神根、安行、戸塚	3,170	3,170	3,170	3,177	3,177
内容・実施時期提供体制の確保の	南平、新郷、鳩ヶ谷	5,510	5,510	5,510	5,516	5,516
	合計②	13,960	13,960	13,960	13,982	13,982
<i>"</i> δ	2-1	0	0	0	22	22

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

〇一時預かり事業(保育所)

保育所等の施設整備と併せて、実施施設の確保に努めます。

〇ファミリー・サポート・センター事業 (未就学児)

サポーター会員の増員や既存会員の継続活動につながるような取り組みを行い、体制の確保に努めます。

〇子どものトワイライトステイ事業

事業実施施設より事業廃止手続きがされたため、現在、提供体制の確保ができていない状況です。利用状況については、直近5年間の利用はなく、また、ニーズ調査においても、利用希望はなしという結果です。

事業再開には一定の期間が必要であることから、今後は、事業実施方法や実施施設について再検討し、当面は、令和6年度に地区ごとではなく市内で1か所とし提供体制の確保に努めます。

[令和5年中間見直し]

〇子どものトワイライトステイ事業

計画当初は、令和6年度に市内各地区に提供可能となる施設1か所を確保する計画としていましたが、令和2年度中に事業実施施設を確保したため、提供体制を見直します。

(4) 病児・病後児保育事業

[事業の概要]

病児・病後児について、医療機関に付設された専用スペース等において、看護師等が一時 的に保育等を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

(単位:年間の延べ利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
旦	中央、横曽根、青木、芝	570	570	570	570	570
里の日	神根、安行、戸塚	380	380	380	380	380
量の見込み	南平、新郷、鳩ヶ谷	380	380	380	380	380
<i>or</i>	合計①	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330
+8	中央、横曽根、青木、芝	570	570	570	570	570
佐 供	(か所)	1	1	1	1	1
体	神根、安行、戸塚	190	270	380	380	380
確	(か所)	1	1	2	2	2
保 の	南平、新郷、鳩ヶ谷	300	300	380	380	380
容	(か所)	1	1	1	1	1
提供体制の確保の内容・実施時期	合計②	1,060	1,140	1,330	1,330	1,330
	(か所)	3	3	4	4	4
1 141	2-1	-270	-190	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

医療機関への協力依頼を行い、令和2年度及び令和4年度にそれぞれ1か所開設し、見込み量の確保に努めます。

(5) ファミリー・サポート・センター事業 (就学児) (子育て援助活動支援事業)

[事業の概要]

小学生の児童を有する子育で中の保護者において、児童の預かり等の援助を受けることを 希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

(単位:年間の延べ利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	中央、横曽根、青木、芝	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
里の日	神根、安行、戸塚	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
量の見込み	南平、新郷、鳩ヶ谷	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
07	合計①	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
提	中央、横曽根、青木、芝	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
内容 体	神根、安行、戸塚	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
実施時期の確保	南平、新郷、鳩ヶ谷	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	合計②	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
73 0	2-1	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

サポーター会員の増員や既存会員の継続活動につながるような取り組みを行い、体制の確保に努めます。

(6) 子育て短期支援事業【子どものショートスティ事業】

[事業の概要]

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業))です。

[量の見込みと確保方策]

(単位:年間の延べ利用回数)

		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
旦	中央、横曽根、青木、芝	3	3	3	4	4
里の日	神根、安行、戸塚	3	3	3	3	3
量の見込み	南平、新郷、鳩ヶ谷	4	4	4	3	3
07	合計①	10	10	10	10	10
	中央、横曽根、青木、芝	3	3	3	4	4
- 提 内 供	神根、安行、戸塚	3	3	3	3	3
 内容・実 表	南平、新郷、鳩ヶ谷	4	4	4	3	3
内容・実施時期に供体制の確保の	合計②	10	10	10	10	10
	····································	2	2	2	3	3
	2-1	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

市内に1か所、市外に1か所の計2か所の施設を確保していますが、直近5年間の利用実績がない状況となっています。また、ニーズ調査では、直接的な当該事業にかかる利用希望は「なし」との回答を得ていることから、現状維持の量の確保とします。

[令和5年中間見直し]

令和3年度より徐々に利用されるようになってきたことを受け、各地区の量の見込みについて、これまでの利用実績と、児童人口数(推計)による按分により算出した日数に見直します。

提供体制については、令和2年度に新たに市外1か所で事業を開始し、市内に1か所、市外に2か所の計3か所となっていることから、実績に合わせて見直します。

また、令和4年度には、里親によるショートスティ事業を開始しました。

(7) 地域子育て支援拠点事業【地域子育て支援センター、つどいの広場事業、おやこの遊びひろば事業】

[事業の概要]

乳幼児及びその保護者が気軽につどい、相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

(単位:年間の延べ利用回数)

		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
旦	中央、横曽根、青木、芝	85,500	85,500	85,500	85,500	85,500
里の日	神根、安行、戸塚	55,100	55,100	55,100	55,100	55,100
量の見込み	南平、新郷、鳩ヶ谷	49,400	49,400	49,400	49,400	49,400
07	合計①	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
+8	中央、横曽根、青木、芝	81,000	82,500	84,000	85,500	85,500
提 供	····································	24	25	26	27	27
体 制	神根、安行、戸塚	52,200	53,200	54,200	55,100	55,100
確	(か所)	15	16	17	18	18
保 の	南平、新郷、鳩ヶ谷	46,800	48,300	49,400	49,400	49,400
内 容	(か所)	15	15	16	16	16
提供体制の確保の内容・実施時期	合計②	180,000	184,000	187,600	190,000	190,000
	(か所)	54	56	59	61	61
1 141	2-1	-10,000	-6,000	-2,400	0	0

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

既存の公共施設の建替え時や民間保育所開設時等の様々な機会を捉え、見込み量の確保に 努めます。

(8) 利用者支援事業

[事業の概要]

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

◆基本型·特定型

(単位:か所)

		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
旦	中央、横曽根、青木、芝	1	1	1	1	1
里の日	神根、安行、戸塚	1	1	1	1	1
量の見込み	南平、新郷、鳩ヶ谷	1	1	1	1	1
07	合計①	3	3	3	3	3
提	中央、横曽根、青木、芝	1	1	1	1	1
内容·実 制	神根、安行、戸塚	1	1	1	1	1
内容・実施時期に供体制の確保に	南平、新郷、鳩ヶ谷	1	1	1	1	1
	合計②	3	3	3	3	3
<i>"</i> δ	2-1	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

◆母子保健型

(単位:か所)

		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
<u> </u>	中央、横曽根、青木、芝	3	3	3	4	4
単の目	神根、安行、戸塚	2	2	2	2	2
量の見込み	南平、新郷、鳩ヶ谷	2	2	2	3	3
07	合計①	7	7	7	9	9
提	中央、横曽根、青木、芝	3	3	3	4	4
内供	神根、安行、戸塚	2	2	2	2	2
内容・実施時期提供体制の確保の	南平、新郷、鳩ヶ谷	2	2	2	3	3
	合計②	7	7	7	9	9
	2-1	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

【基本型・特定型】は、1区域1か所で実施し、子育て情報の提供や相談等による支援の 充実に努めます。

【母子保健型】は、令和2年度から中央、芝・神根地区を担当する保健ステーションにおいても、実施できるように努めます。

[令和5年中間見直し]

【母子保健型】は、令和5年度より各保健ステーションで実施する予定であることから、 量の見込みと提供体制を見直します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業【新生児訪問事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業】

[事業の概要]

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
旦	中央、横曽根、青木、芝	2,215	2,225	2,241	1,739	1,739
里の日	神根、安行、戸塚	1,415	1,422	1,432	1,113	1,113
量の見込み	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,255	1,261	1,270	986	986
07	合計①	4,885	4,908	4,943	3,838	3,838
提	中央、横曽根、青木、芝	2,215	2,225	2,241	1,739	1,739
内供	神根、安行、戸塚	1,415	1,422	1,432	1,113	1,113
内容・実施時期提供体制の確保の	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,255	1,261	1,270	986	986
	合計②	4,885	4,908	4,943	3,838	3,838
7 0	2-1	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

原則として、生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を事業の対象としていることから、人口推計に基づく量の見込みで算出した実数を支援できるよう提供体制を確保しています。

[令和5年中間見直し]

出生数が減少していることから、実際の出生数に基づき、量の見込みと提供体制を見直します。

(10)養育支援訪問事業【養育支援訪問】

[事業の概要]

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師及び助産師、ヘルパー等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。

[量の見込みと確保方策]

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	中央、横曽根、青木、芝	123	127	131	143	143
量の見込み	神根、安行、戸塚	78	81	84	121	121
込む	南平、新郷、鳩ヶ谷	69	72	75	80	80
07	合計①	270	280	290	344	344
提	中央、横曽根、青木、芝	123	127	131	143	143
内容·実制	神根、安行、戸塚	78	81	84	121	121
内容・実施時期に供体制の確保の	南平、新郷、鳩ヶ谷	69	72	75	80	80
	合計②	270	280	290	344	344
<i>"</i> 0	2-1	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

養育支援が特に必要とされた家庭に対して適切な養育を支援するため、量の見込みで算出 した実数を支援できるよう提供体制を確保しています。

[令和5年中間見直し]

令和2年度から令和3年度までに実施した「専門的相談支援」の実数により、量の見込みを見直します。また、支援が必要とされた家庭全てに対して、提供体制を確保していくため、 提供体制も見直します。

(11) 妊婦健康診査

[事業の概要]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、 ②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査 を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
ь	中央、横曽根、青木、芝	2,373	2,383	2,399	2,650	2,650
里の日	神根、安行、戸塚	1,516	1,523	1,533	934	934
量の見込み	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,346	1,352	1,361	738	738
07	合計①	5,235	5,258	5,293	4,322	4,322
提	中央、横曽根、青木、芝	2,373	2,383	2,399	2,650	2,650
内供	神根、安行、戸塚	1,516	1,523	1,533	934	934
内容・実施時期提供体制の確保の	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,346	1,352	1,361	738	738
	合計②	5,235	5,258	5,293	4,322	4,322
~ ô	2-1	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

全対象者が健診を受けられるように周知勧奨します。

[令和5年中間見直し]

妊娠届出数が減少していることから、実際の妊娠届出数に基づき、量の見込みと提供体制を見直します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

[事業の概要]

低所得で生計が困難な家庭等の子どもが保育所や幼稚園等を利用する際に、保護者の負担軽減を図るため、施設に対して保護者が支払うべき日用品・文房具の購入等にかかる費用や副食材料費を助成することを目的とした事業です。

[確保方策の考え方]

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、事業の拡充が図られました。今後も、対象者の把握等に努め実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

[事業の概要]

待機児童を解消するためには、子育て安心プランに基づく受け皿の確保や、地域の教育・保育ニーズに沿った施設整備等を図っていく必要があります。

本事業は、その際、多様な事業者の能力の活用が十分図られるよう、事業者の参入促進に関する支援を行う他、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、必要な援助を行う事業です。

[確保方策の考え方]

市内各地域における教育・保育ニーズの把握に努め、ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用した施設整備等が図られるよう調査研究を行う他、適切な支援の方法についても検討します。

[令和5年中間見直し]

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業を行います。

[以下、令和5年中間見直しにより追加]

(14) 子育て世帯訪問支援事業

[事業の概要]

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭が抱える不安の解消を図る事業です。

[確保方策の考え方]

制度の詳細を検討するなかで示します。

(15) 親子関係形成支援事業

[事業の概要]

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成を図る事業です。

[確保方策の考え方]

制度の詳細を検討するなかで示します。

第6章 子どもの貧困対策の推進

~川口市子どもの貧困対策計画~

1 国・県の動向

<国>

日本の子どもの相対的貧困率(以下、「子どもの貧困率」という。)が世界各国の中で比較的高いこと等を背景に、平成26年1月、「子どもの貧困対策推進法」が施行されました。この法律に基づき、国は「子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に閣議決定しました。

平成 28 年の国民生活基礎調査の結果では、平成 27 年の子どもの貧困率は 13.9%、およそ7人に 1 人の子どもが経済的に貧困の状態(平均的な所得の半分未満の所得の世帯)であること、子どもの貧困率が 1980 年代から上昇傾向にあること、ひとり親世帯の貧困率が他の世帯に比べて高いこと等が分かりました。

こうした実態や貧困対策の地域格差等を受けて、「子どもの貧困対策推進法」が令和元年 6月に改正されました。改正法の基本理念には子どもの最善の利益が優先考慮されること、 貧困の背景に様々な社会的要因が存在すること等が新たに明記され、「子どもの貧困対策に ついての計画」の策定が市町村の努力義務に定められました。

国は、改正法に基づく子どもの貧困対策の推進に向けて、前大綱から見直しの目途である5年間が経過した令和元年11月、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子供の貧困に関する指標を設定するとともに、指標の改善に向けた重点施策に取り組むこととしています。

【新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の主な施策】

分	分野ごとの指標の改善に向けた重点施策(主な施策)			
	教育の支援	○学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備○真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施		
	生活の安定に資するための支援	〇妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 〇生活困窮家庭の親の自立支援		
	保護者に対する職業生活の安定と 向上に資するための就労の支援	〇ひとり親への就労支援		
	経済的支援	○児童扶養手当制度の着実な実施 ○養育費の確保の推進		
施	策の推進体制等	〇地方公共団体の計画策定等支援 〇子供の未来応援国民運動の推進		

相対的貧困率: 貧困線に満たない人の割合。貧困の本来的な概念としては、経済的な困窮以外にも、生活、教育 や経験、就労等の側面も含まれるが、相対的貧困の割合を定義するための指標として、所得から

算出した貧困線が用いられる。

貧 困 線: 等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額を指します。平成28年の国民生活基礎調査における平成27年の貧困線は122万円となっています。

子どもの貧困率:17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合。

<県>

子どもの貧困対策推進法に基づく都道府県子どもの貧困対策計画を「埼玉県子育て応援行動計画」(令和2~6年度)に位置付け、総合的に取り組みを推進しています。

【「埼玉県子育て応援行動計画」(令和2~6年度)の「子供の貧困対策」の概要】

「「「「「「「「「」」」」「「「」」」「「「」」」「「「」」」「「」」」「「」」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」」「「」」「「」」「「」」「「」」「」」「「」」「「」」「」」「「」」「」」「「」」「」」「「」」「」」「」」「「」」「」」「「」」「」「			
施策	主な取り組み		
① 学習支援	 ○生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生対象の学習支援事業(アスポート事業)、 小学生対象の学習・生活支援事業(ジュニア・アスポート事業)の継続 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、市町村が行う教育相談体制の整備への支援 ○児童養護施設等の入所児童等に対して学習費等の支援 ○授業料等の負担軽減 ○高等学校・大学等における修学に関する奨学金の貸与 		
② 生活支援	○自立相談支援機関を活用し、関係機関が連携した包括的な支援○県営住宅の供給、賃貸住宅への入居支援○就職セミナー、給付金、県営住宅等の情報提供○児童養護施設等の退所者等の自立への総合的な支援		
③ 保護者に対する就労 支援	○生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者への就業支援 ○ひとり親家庭への就業支援 ○女性キャリアセンターにおける女性の就業の総合的な支援		
④ 子ども食堂など子供 の居場所づくりの支援	○子供の居場所の立ち上げ支援をするアドバイザーの養成、各地への派遣 ○「こども応援ネットワーク埼玉」を活用した県民の社会貢献活動の推進 ○子供の支援に関わる団体間のネットワーク化と自発的な取組の支援 ○県営住宅の集会所を活用した活動場所の提供		

2 本市の子どもの生活実態調査の概要

<調査の目的>

わが国において、子どもの貧困率が上昇傾向にあること、ひとり親世帯の貧困率が他の世帯に比べて高いこと等の実態を踏まえ、国や県において対策を講じる動きが進んでいることを受けて、本市においても困難な状況に置かれている子どもとその家庭を取り巻く状況を把握し、「子どもの貧困」に対する施策立案に反映するため、平成 30 年度に市内の小・中学生及びその保護者を対象にアンケート調査(以下、「子どもの生活実態調査」という。)を実施しました。

<調査の実施概要>

【配布状況】

調査種別	対 象	実施期間	配布•回収方法
学校調査	小学5年生子ども・保護者 (全校各1クラス) 中学2年生子ども・保護者 (全校各1クラス)	平成 30 年 6 月 29 日 ~ 7 月 13 日	学校配布・学校回収
生活保護調査	生活保護世帯子ども・保護者 (小学4年生から中学3年生ま での子どものいる全世帯)	平成 30 年 7 月 3 日 ~ 7 月 31 日	ケースワーカー 配布・郵送回収

【回収状況/学校調査】

	配布世帯数	回収状況			
	配布件数 =a)	子ども	保護者	有効回収数 =b	有効回収率 (b÷a)
小学5年生	1,761 世帯(1,761 件)	1,604件	1,598件	1,579件	89. 7%
中学2年生	928 世帯(928 件)	807 件	807 件	800 件	86. 2%

【回収状況/生活保護調査】

	配布件数	回収状況			
	配布世帯数	=2	回収数	有効回収数	有効回収率
		3	四代数	=b	(b÷a)
子ども	379 世帯	498 件	167 件	167 件	33.5%
小学生		218 件	66 件	66 件	30.3%
中学生		280 件	101 件	101 件	36.1%
保護者	379 世帯	379 件	142 件	139 件	36.7%

<生活困難層の定義>

学校調査においては、国の国民生活基礎調査における貧困線を参考に「生活困難層」を定義し、分析を行いました。

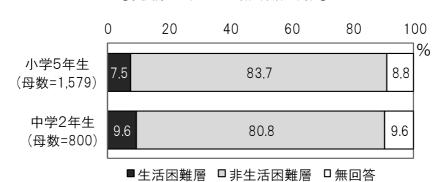
学校調査においては、世帯の平成 29 年1月~12 月の手取り収入を 18 段階の選択式で 把握しました。この結果と国の貧困線を参考に用いて、例えば、世帯人員2人の場合、保護者が「~175万円未満」までの選択肢を選んだ世帯を「生活困難層」と定義しています。各 世帯人員別の「生活困難層」に該当する選択肢は次の通りです。

【字校調査における生活困難層の定義】			
人員	本調査における選択肢 (世帯の年間手取り収入)	(参考) 国民生活基礎調査に基づく貧困線	
2 人	~175 万円未満	173 万円	
3 人	~210 万円未満	211 万円	
4 人	~245 万円未満	244 万円	
5人	~275 万円未満	273 万円	
6 人 ~300 万円未満		299 万円	
7 人 ~300 万円未満		323 万円	
8 人	~350 万円未満	345 万円	
9人	~350 万円未満	366 万円	

【学校調査における生活困難層の定義】

<学校調査における生活困難層の割合>

学校調査における生活困難層の割合は、小学5年生7.5%、中学2年生9.6%でした。



【学校調査における生活困難層の割合】

※本調査における手取り収入の聞き方については、国の国民生活基礎調査とは異なるため、本調査における生活困難層の割合を国の貧困率と単純比較はできません。

<調査の結果概要>

子どもの生活実態調査の結果からみる、本市の実態は次の通りです。

(非生活困難層と比較した生活困難層の傾向)

【教育】

- 学校での勉強が分からない子どもが多く、学年が上がるほど増えている
- 教育資金の準備ができていない
- 経済的な理由から、子どもが通塾できていない家庭が多い

【生活】

- 各種支援制度の利用の仕方が分からない保護者が多い
- 保護者と子どもの関わる時間が少なく、平日帰宅後や休日に家族で 過ごす時間が少ない
- 栄養バランスの悪い食生活が多い
- 歯みがき習慣がついていない子どもがおり、虫歯が多い
- 〇 子どもの自己肯定感が低い

【就労・経済的支援】

- 保護者が正社員以外の働き方をしていることが多い
- 母親が長時間勤務となっていることが多い

上記の調査結果からは、保護者の経済的な不安定さや生活の多忙感がうかがえるとともに、 保護者が直面する厳しい状況が子どもの生活習慣、学習意欲、自己肯定感の醸成に影響して いると推測されます。そして、こうした状況には社会的な支援が必要であるにも関わらず、 生活困難層に十分な支援が行き届いていない点が大きな課題といえます。

本市で暮らし、成長する子どもの将来がその生まれ育った環境によって閉ざされることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境を提供する必要があります。

そのためには、生活困難層の実態を踏まえ、支援が届かない、届きにくい家庭を早期に発見し、支援につなげるための多様なルート(情報経路)の確保が必要です。その上で、保護者の生活を安定させ、自立を促進する重層的な支援が必要になります。

また、生活に困窮し、教育機会に恵まれない子どもに対しては、ライフステージに応じて、教育、保健・医療、福祉等の各分野を包括し、切れ目のない支援を提供することが必要になります。

3 子どもの貧困対策の基本方針

(1) 基本理念

すべての子ども達に、生まれ育った家庭の経済状況等に関わらず、未来への希望を持ち、 自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を保障します。

(2) 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を柱として施策を展開します。また、重 点施策として、以下の2つの事業を充実させます。

目標1:子どもが質の高い教育を受け、自分の能力や可能性を伸ばすことのできる支援を 行います。【教育の支援】

目標2:子どもが社会的に孤立することのないよう、生活面の支援を行います。 【生活の支援】

目標3:保護者が経済的、社会的に自立できるよう、支援を行います。 【保護者の就労支援と経済的支援】

重点施策 1:子どもの生活・学習支援事業 重点施策 2:社会資源のネットワーク化

(3) 施策体系

基本目標	施策
目標 1 子どもが質の高い教育を	①多様な教育を受ける場の提供
受け、自分の能力や可能性 を伸ばすことのできる支	②通学の継続と進学に向けた支援
援を行います。 【教育の支援】	③配慮が必要な子どもに対するサポート
目標2 子どもが社会的に孤立す	①親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
ることのないよう、生活面	②保護者の生活支援
の支援を行います。 【生活の支援】	③子どもの居場所づくりと適切な生活習慣の定着に向けた取り組み
目標3 保護者が経済的、社会的に 自立できるよう、支援を行	①就労に向けた支援
います。 【保護者の就労支援と経 済的支援】	②生活を下支えするための経済的支援



4 本市の取り組み

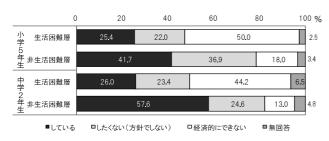
(1) 教育の支援

【課題】

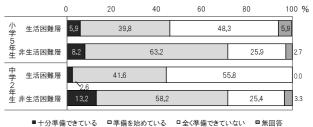
- 生活困難層の家庭の子どもは、学校の授業の理解度が低い傾向があり、学年が上がるほど、その傾向が高まっています。また、子どもが学習できる環境や習慣がない他、経済的理由から通塾できていない家庭が多くなっています。《図表1》
- 生活困難層の家庭では、大学進学の希望が低く、教育資金の準備ができていないケース もみられます。《図表2》また、仮に進学を希望したとしても、費用等の懸念から進学を 断念するケースもみられます。
- 生活困難層の家庭の子どもの中には、学校に通うことに積極的になれない子どももいます。

【生活実態調査の結果】

図表1 学習塾(家庭教師)の利用状況



図表 2 今後、教育を受けさせるためのお金の準備状況



【施策の方向性】

- 全ての子どもが、年齢や発達、授業の理解度等に合わせた質の高い教育・保育を受けられるようにします。
- 学校外での学習習慣を定着させるための支援を進めます。
- 進学にかかる教育資金の支援等を進めます。
- 学校に配置されているスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用し、 配慮が必要な子どもをサポートできる体制を充実させます。

■施策の展開、主な事業

①多様な教育を受ける場の提供

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
	教育・保育施設の提供体 制の確保	〇概要
		待機児童の解消を目指すとともに、より安全・安心で
1		質の高い教育・保育施設を整備します。
'	「別のには、 (子ども総務課)	○今後の方向性
		引き続き、認可保育所の整備を進める他、既存幼稚園
		の認定こども園への移行支援を行います。
		〇概要
		進学に不安をもつ中学3年生に対し、基礎学力の定着
		等を目的として10月から2月までの土曜日もしくは日
	 中学生学力アップ教室事	曜日と冬季休業中に1校あたり10回程度、学習支援を行
2	T	っています。
	^	○今後の方向性
	(10-200)	生徒の進路実現につながるように、指導法の工夫やテ
		キストの充実に取り組んでいきます。また、実施時期や
		回数等、生徒にとって、より参加しやすい学習支援とな
		るように実施します。
		〇概要
		中学校卒業以上の年齢の人で、未就学者や不登校のま
		ま卒業された人、または中学校を卒業していない外国籍
	夜間中学校の設置	の人のうち、学び直しを希望される人に学習の機会を提
3	(教育総務課•学務課•指	供し、進学や資格取得に向けた進路指導を行います。
	導課)	〇今後の方向性
		中学校卒業相当の学力を身に付けられるよう教育内
		容の充実を図り、進路実現ができるよう継続的に支援を
		行います。
		〇概要
		生活保護世帯、就学援助世帯、ひとり親世帯の小学3
	【中間見直し】	年生から6年生、中学生、高校生等を対象に、学習教室
4	子どもの生活・学習支援	の開催、家庭訪問による相談支援、学習教室に併せた食
	事業	育支援、就労・ボランティア体験を実施します。
	(青少年対策室)	〇今後の方向性
		利用者のニーズの把握に努め、教室会場の拡充や支援
		内容の充実等について検討します。

②通学の継続と進学に向けた支援

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
	就学援助	〇概要
		経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者
1		に対し、就学に必要な費用を援助しています。
	(指導課・学校保健課) 	〇今後の方向性
		今後も継続して実施します。
	性の主控党のに試営する	〇概要
	特別支援学級に就学する	経済的負担を軽減するために、保護者の収入額に応じ
2	児童生徒の保護者に対す	て、就学に必要な経費の一部を援助しています。
	る援助	○今後の方向性
	(指導課)	今後も継続して実施します。
		〇概要
	奨学資金貸付制度 (庶務課)	経済的な理由により修学が困難である場合に、学生に
		対して高校、大学、専門学校等への入学一時金や修学金
3		の貸付を行っています。
		〇今後の方向性
		今後も真に奨学金を必要とする学生に対して、適切な
		支援を実施します。
		〇概要
	川口市立高等学校教育支	川口市立高等学校の生徒を対象に、川口市立高等学校
1	援基金を活用した給付型	教育支援基金を財源として給付型奨学金を支給してい
4	奨学金の支給	ます。
	(市立高等学校)	〇今後の方向性
		今後も継続して実施します。
		〇概要
	は労士塔を制度に関する	保護者の所得金額が一定額未満の場合、国が高等学校
5	就学支援金制度に関する	の授業料を負担する就学支援金制度に関する事務を行
	事務	っています。
	(市立高等学校) 	〇今後の方向性
		今後も継続して実施します。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
	定時制課程生徒に対する 夜食提供	〇概要
		定時制課程に在学する生徒の希望者に対して、民間事
6		業者に委託して夜食を提供し、その費用負担の一部を援
	牧民徒氏 (市立高等学校)	助しています。
	(NTO 4)	○今後の方向性
		今後も継続して実施します。
		〇概要
		生活保護制度にかかる高等学校等就学費の支給、生活
		保護世帯の高校生等のアルバイト収入等について、学習
	生活保護世帯の子どもの	塾等にあてられる費用の収入認定除外、子どもの大学等
7	進学時の支援	への進学時に新生活の立ち上げに必要となる費用にあ
	(生活福祉1課)	てる進学準備給付金の給付を行っています。
		○今後の方向性
		今後とも、国の動向を注視しつつ、対象者に制度の周
		知を行います。
		〇概要
	母子父子寡婦福祉資金貸 付事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭の母や父等を対象に、経済的自立の助成
		や扶養する子の福祉の増進に資するため、必要となる資
8		金の貸付を行います。
		○今後の方向性
		扶養する子の進学等に関する資金の相談が多いため、
		必要となる資金について相談者とともに考え、自立に向
		けた支援を行えるように対応します。

③配慮が必要な子どもに対するサポート

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	【中間見直し】 スクールソーシャルワー カーの配置 (指導課)	○概要 市立学校に在籍する児童生徒、保護者等に対し、スクールソーシャルワーカー(5名による派遣型)が、教育分野のみならず社会福祉に関する専門的な知識・技能を用いて、児童生徒及びその家庭等への支援等を行います。 ○今後の方向性 スクールソーシャルワーカーは、児童生徒が抱える問題について支援策を練り、各機関との連携を受け持つ重要な役割を担っています。 今後も、小・中学校に、スクールソーシャルワーカーの業務と、その活用方法について周知し、さらなる活用が図られるよう働きかけます。
2	スクールカウンセラーの 配置 (指導課)	○概要 いじめ・不登校等の課題の重要性に鑑み、児童生徒の 心の相談にあたるとともに教職員や保護者への助言・援 助を行うため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知 識・経験を有するスクールカウンセラーを設置し、健全 な児童生徒の育成を図っています。 令和元年度より小学校、中学校の全校へ配置しています。 ○今後の方向性 スクールカウンセラーは県が配置していることから、 各校における相談業務をさらに充実すべく、拡充について県に強く働きかけます。
3	【中間見直し】 日本語指導教室 (指導課)	〇概要 現在、日本語指導教員配置校(38校)のほか、教育研究所における日本語指導教室や日本語指導支援員サポート派遣を実施しており、日本語指導が必要な児童生徒へ指導・支援を行っています。 〇今後の方向性日本語指導が必要な児童生徒がより充実した指導・支援を受けられるよう、日本語指導教員・支援員の増員等を行い、教室の体制の充実を図ります。

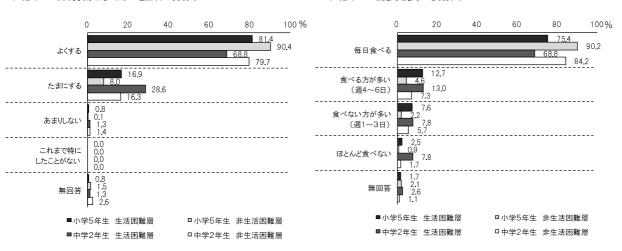
(2) 生活の支援

【課題】

- 生活困難層の家庭の保護者は、情報源が少なく各種支援制度の利用方法が分からず、情報を十分に入手できていないことがうかがえる他、子どもに関して相談できる場所が少ない傾向にあります。
- 生活困難層の家庭では、家族で過ごす時間が少ない状況であり、子どもが何でも相談できる場所が必要とされています。《図表3》
- 生活困難層の家庭では、朝食を毎日食べない、栄養バランスが悪い、歯みがきの習慣がなく虫歯が多い等、適切な生活習慣が身についていない割合が高くなっています。《図表4》
- 生活困難層の家庭の子どもは、保護者と関わる時間が少ない他、中学生においては、「自 分は家族に愛されていると思う」、「自分は人のために役立っていると思う」といった自 己肯定感が低い傾向がみられます。

【生活実態調査の結果】

図表3 保護者と子どもの会話の頻度



図表4 朝食を食べる割合

【施策の方向性】

- 〇 親の妊娠・出産期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行うべく、相談窓口等を充実 させる取り組みを進めます。
- 保護者と対面した際等に必要な情報を提供する他、複雑な問題を抱えている保護者に対しては、保健、福祉、教育等の関係者間で必要な情報を共有し、連携して適切な支援につなげます。
- 子どもが、学校内での諸活動等と併せて、同世代の子どもや保護者、地域の人と安定的な 関係を築き、自己肯定感を育むことができるよう、取り組みを進めます。
- 適切な食習慣、生活習慣を身に付けるための取り組みを進めるとともに、子どもが何で も相談できる居場所づくりの取り組みを進めます。

■施策の展開、主な事業

①親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	【中間見直し】 子育て世代包括支援センター事業(利用者支援事業(母子保健型)) (地域保健センター)	○概要 妊娠期から子育で期までの母子保健及び育児に関して相談・支援を行います。 ○今後の方向性 全ての保健ステーションで実施し、支援の充実に努めます。
2	【中間見直し(追加)】 出産・子育て応援事業 (地域保健センター)	○概要 孤立感、不安感を抱く妊婦・子育て家庭を支援するため、経済的支援と併せ、妊娠中から妊産婦に寄り添い、出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業を実施します。 ○今後の方向性 引き続き、事業を推進します。
3	乳児家庭全戸訪問事業 (子育て相談課・地域保 健センター)	〇概要 産婦・新生児訪問指導事業及びこんにちは赤ちゃん訪問事業で生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。 〇今後の方向性 訪問達成率100%を目指し、対象となる家庭をすべて訪問します。支援が必要な家庭については適切な事業につなげます。
4	【中間見直し(追加)】 産後ケア事業 (地域保健センター)	○概要 出産後1年以内の母子に対して、宿泊型、通所型、居宅訪問型(早期型・一般型)の心身のケアや育児のサポートを行います。 ○今後の方向性 産後も安心して子育てができるよう、引き続き本事業を実施します。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
5		〇概要
		生後3~5か月児とその保護者を対象に離乳期に必要
		な栄養の知識を普及し、乳児の心身の健全な発達を促す
	離乳食講習会	とともに保護者の育児不安の解消を図ります。
	(地域保健センター)	○今後の方向性
		申し込み者全員が参加できるよう開催回数増加を検
		討します。
		〇概要
		1歳~1歳6か月児とその保護者を対象に、離乳完了
	/hIP&=#33.4	期に必要な栄養の知識を普及し、幼児の心身の健全な発
6	幼児食講習会	達を促すとともに保護者の育児不安の解消を図ります。
	(地域保健センター)	○今後の方向性
		今後も継続的に実施し参加希望者に対応できるよう
		に努めます。
	【中間見直し】 子ども家庭総合支援拠点 (子育て相談課)	〇概要
		家庭や児童、子育てに関する様々な悩みや不安につい
7		ての相談業務を実施します。
'		〇今後の方向性
		令和4年度に設置した子ども家庭総合支援拠点にお
		いて、相談体制の充実を図ります。
	養育支援訪問事業 (子育て相談課・地域保 健センター)	〇概要
		養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問支援員(保
		健師、ヘルパー等)が訪問し、養育に関する指導・助言
8		等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援しま
		호。
		○今後の方向性
		今後も継続して実施します。
9	各種健診事業等 (健康増進課)	〇概要
		がん検診事業、乳幼児健康診査事業、成人健康づくり
		事業等、健康に関する必要な事業を実施しています。
		〇今後の方向性
		今後も継続して実施します。

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
10	粉ミルクの支給 (地域保健センター)	○概要 生活保護及び市民税非課税世帯の妊産婦及び生後4か月から1歳未満の乳児に対して、粉ミルクを支給しています。 ○今後の方向性 今後も継続して実施します。

②保護者の生活支援

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		相談窓口において、早期に就労が必要な人や伴走型支
		援が必要な人等に対して、専門職員が相談者の状況に合
	自立相談支援事業による	わせた効果的な就労支援を行っています。
1	就労支援	○今後の方向性
	(生活福祉1課)	現に困窮し、不安定な就労状況の相談者が多いため、
		引き続き早期就労を目指すとともに、就労の定着を含
		め、再度生活に困らないよう一定期間の見守り等による
		支援を行い、対応します。
		〇概要
		保育所等を必要とする理由が就労である生活保護世
2	保育等の確保	帯に対し、保育所等の利用調整において優先的な配慮を
~	(保育幼稚園課)	実施しています。
		○今後の方向性
		今後も継続して実施します。
		〇概要
		保護者の就労、病気、冠婚葬祭、育児疲れ等の事情に
	一時預かり事業	より、家庭での保育が一時的に困難となった小学校就学
3	(保育運営課・保育幼稚	前の児童を預かり、保育を行います。
	園課)	○今後の方向性
		一時的に保育を必要とする児童が利用できるよう、実
		施施設の確保に努めます。
		〇概要
4		子育て中の親のそれぞれのニーズにあった、子育て情
	利用者支援事業(基本型)	報の提供や相談、保育園・幼稚園、育児サークル等の利
	(子育て支援課・青少年	用にあたっての案内等を行います。
	対策室)	○今後の方向性
		引き続き子育て中の親のニーズ把握に努め、子育て情
		報の提供や相談等による支援の充実に努めます。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
	【中間見直し】 住居確保給付金支給事業 (生活福祉1課)	〇概要
		2年以内の離職・廃業または個人の都合によらない休
		業等により収入が減少し、住居を失ったまたはそのおそ
5		れの高い生活困窮者で就労能力及び就労意欲のある者
		を対象に、安心して就職活動ができるよう、家賃に充て
		るための費用を支給します。
		〇今後の方向性
		今後も継続して実施します。

③子どもの居場所づくりと適切な生活習慣の定着に向けた取り組み

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		生活保護世帯、就学援助世帯、ひとり親世帯の小学3
	【中間見直し】	年生から6年生、中学生、高校生等を対象に、学習教室
1	子どもの生活・学習支援	の開催、家庭訪問による相談支援、学習教室に併せた食
1	事業【再掲】	育支援、就労・ボランティア体験等を実施します。
	(青少年対策室)	〇今後の方向性
		利用者のニーズの把握に努め、教室会場の拡充や支援
		内容の充実等、検討します。
		〇概要
		放課後等に小学校等を活用し、地域の方々の参画を得
2		て、子ども達に文化活動やスポーツ、学習等の様々な体
	放課後子供教室	験活動を提供します。
	(生涯学習課)	〇今後の方向性
		「川口市放課後子供教室事業推進計画(平成29年11
		月策定)」に基づき、毎年度5教室程度の増設を目指し、
		令和5年度には全小学校区での実施を目標とします。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		乳幼児から小・中・高校生まで幅広い年代の子どもた
		ちがいつでも自由に来て過ごすことができる児童セン
		ターを運営し、子育て中の保護者も気軽に交流できる
	児童センター事業	様々なイベントを開催しています。
3	(青少年対策室)	〇今後の方向性
		引き続き幅広い年齢層の子ども達が活動し交流でき
		る場を地域と連携しながら築いていけるよう努めます。
		また、市民ニーズを把握し、事業の拡充等について検
		討します。
		〇概要
		乳幼児から小・中・高校生まで幅広い年代の子どもた
		ちがいつでも自由に来て過ごすことができる鳩ヶ谷こ
4	鳩ヶ谷こども館事業	ども館を運営し、子育て中の保護者も気軽に交流できる
4	(青少年対策室)	様々なイベントを開催しています。
		○今後の方向性
		引き続き幅広い年齢層の子ども達が活動し交流でき
		る場を地域と連携しながら築いていけるよう努めます。
		〇概要
		子ども達の中に豊かな遊びを復活させ、子ども達の冒
		険心・好奇心を刺激し、自主性・創造性・社会性を高め
	アドベンチャープレイ事	児童の健全育成を図るために、遊びの提供や遊具の貸し
5	業	出し、プレイリーダー養成講座、まつり等各種イベント
	(青少年対策室)	を実施します。
		〇今後の方向性
		プレイリーダー(市民ボランティア)と協力し、より
		良い協働事業となるよう努めます。
6		〇概要
		夏休みにキャンプ場で野外生活を行うことを通して、
	子ども自然体験村 (青少年対策室)	自然や環境への理解を深めるとともに、異年齢の人たち
		との共同生活の中で、自主性、協調性、忍耐力、社会性、
		思いやりの心を育むことを目的としています。
		○今後の方向性
		今後も継続して実施します。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
		〇概要
		親元を離れ、公民館で共同生活をしながら通学するこ
7	通学合宿	とにより、家族の大切さを理解し、「生きる力」を身に
'	(青少年対策室)	付けることを目的としています。
		〇今後の方向性
		今後も継続して実施します。
8		〇概要
		子ども達の発育・発達に必要な栄養を考慮した献立を
		作成し、給食を提供します。展示食を行う等、情報提供
	保育所における食育の推	に努めています。日々の給食を通して、バランスの良い
	進	食事形態を身に付けさせます。給食において、季節ごと
	(保育運営課)	の旬の食材を取り入れ、食物への興味関心を高めるよう
		にします。
		〇今後の方向性
		今後も引き続き食育の推進を図ります。

(3) 保護者の就労支援と経済的支援

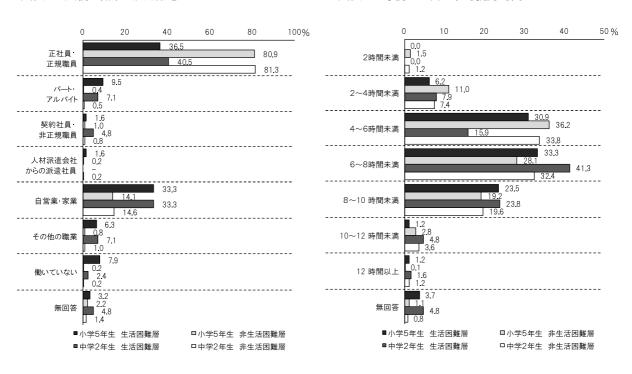
【課題】

- 生活困難層の保護者は、正社員以外の働き方が多い傾向があります。《図表5》
- 生活困難層の母親は、非生活困難層と比べ、長時間勤務となる傾向があります。《図表6》

図表6 母親の1日の平均就労時間

【生活実態調査の結果】

図表5 父親の職業の雇用形態



【施策の方向性】

- 収入増に向けた転職や資格取得の支援、就労に向けた支援を進めます。
- 生活を下支えするため、必要な経済的支援を進めます。

■施策の展開、主な事業

①就労に向けた支援

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1		〇概要
	 ひとり親家庭自立支援教	ひとり親家庭の母または父が教育訓練給付の対象講
	ひこり税象庭日立文援教 育訓練給付金事業	座を受講し、修了した場合、受講するために支払った費
'	(子育て支援課)	用の一部を支給します。
	(丁月 (又)坂林/	〇今後の方向性
		今後も継続して実施します。
		〇概要
	 ひとり親家庭高等職業訓	ひとり親家庭の母または父が、対象資格(看護師、保
2	練促進給付金等事業	育士、美容師等)を取得するために養成機関で修業する
	(子育て支援課)	時、修業中の全期間について給付金を支給します。
		○今後の方向性
		今後も継続して実施します。
		〇概要
	ひとり親家庭高等職業訓 練促進資金貸付事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受け
3		ている人を対象に、入学準備金及び就職準備金を貸付け
		る制度です。
		○今後の方向性
		今後も継続して実施します。
		〇概要
	高等学校卒業程度認定試 験合格支援事業 (子育て支援課)	中卒者や高校中退者のひとり親家庭の母または父及
4		び扶養する子どもに対し、より良い条件での就業等に向
		けた学び直しを支援するための給付金を支給します。
		○今後の方向性
		今後も継続して実施します。
		相談窓口において、早期に就労が必要な人や伴走型支
		援が必要な人等に対して、専門職員が相談者の状況に合
5	自立相談支援事業による	わせた効果的な就労支援を行っています。
	就労支援【再掲】	○今後の方向性
	(生活福祉1課) 	現に困窮し、不安定な就労状況の相談者が多いため、
		引き続き早期就労を目指すとともに、就労の定着を含
		め、再度生活に困らないよう一定期間の見守り等による
		支援を行い、対応します。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性	
		〇概要	
	【中間見直し(追加)】	児童扶養手当受給者の個々の状況やニーズに対応し	
6	母子・父子自立支援プロ	た自立支援プログラムを策定し、就業や自立に向けて支	
6	グラム策定事業	援を行います。	
	(子育て支援課)	〇今後の方向性	
		引き続き事業を推進します。	

②生活を下支えするための経済的支援

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
1	児童扶養手当支給事業(子育て支援課)	〇概要 離婚・死亡等で父または母のいない家庭や父または母に一定の障害がある家庭等において、18歳に達した最初の3月31日までの児童(児童に一定の障害がある場合は20歳未満まで)を養育している人を対象に手当を支給します。
		〇今後の方向性
2	ひとり親家庭等医療費支 給事業 (子育て支援課)	〇概要 18歳に達した最初の3月31日までの児童(児童に一定の障害がある場合20歳未満まで)を養育している母(父)子家庭等の子どもとその父母、養育者に対し、医療機関にかかった時の保険医療の自己負担分を支給します。 〇今後の方向性引き続き事業を推進します。
3	母子父子寡婦福祉資金貸 付事業【再掲】 (子育て支援課)	○概要 ひとり親家庭の母や父等を対象に、経済的自立の助成や扶養する子の福祉の増進に資するため、必要となる資金の貸付を行います。 ○今後の方向性 扶養する子の進学等に関する資金の相談が多いため、必要となる資金について相談者とともに考え、自立に向けた支援を行えるように対応します。

番号	事業名	事業概要と今後の方向性
4	養育費の確保に関する相 談 (市民相談室)	○概要 養育費の取り決めについて、弁護士や家事問題カウン セラーによる無料相談を行っています。また、養育費相 談支援センターのご案内も行っています。 ○今後の方向性 今後も継続して実施します。
5	【中間見直し(追加)】 養育費確保支援事業 (子育て支援課)	〇概要 養育費の取り決めについて、公正証書等を作成した場合や保証会社と保証契約を締結した場合に補助金を交付します。 〇今後の方向性 引き続き事業を推進します。

子どもの生活・学習支援事業について 「中間見直し」

【概要】

子どもの貧困を取り巻く状況においては、複雑な家庭環境や保護者との関わりが少ないといった養育面の課題等が、子どもの学力の低下につながり、貧困の連鎖を生んでいるという指摘がなされています。このような状況で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持てるようにする取り組みは、極めて重要です。

子どもの生活・学習支援事業は、貧困の連鎖を防止するため、学習支援を中心に、居場所づくりや親への養育支援、家庭訪問などを通じて、子どもの将来の自立へ向けたきめ細かな支援を行うものです。

【事業実施の経緯】

平成 22 年に県が主体となって事業を開始し、平成 26 年度までの5年間は、生活保護受給世帯を対象に学習支援事業を実施しました。平成 27 年度からは、生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、市が事業を引き継ぎ、対象世帯を拡大しました。平成 29 年度から子どもの貧困対策の一環として、対象世帯や事業内容を拡充して実施しています。今後とも、利用者のニーズを把握しながら、教室会場の拡大や支援内容の充実等を検討します。

【子どもの生活・学習支援事業の取り組み】

- 1 事業内容
 - ① 学習教室の開催

学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、進学支援や中退防止対策。居場所の提供も実施しています。

② 家庭訪問

ひきこもり、不登校等の課題を抱える世帯、保護者が子育てや子どもの教育に関し 悩みを抱えている世帯に家庭訪問による学習・相談支援を実施しています。

③ 食育支援

学習教室に併せて食育を通じた生活支援を行うことで、日常生活習慣の形成や社会性の育成を助長します。

④ 就労体験・ボランティア体験 多様な体験活動を通じて、社会性の向上や将来の適切な進路を選択できる取り組み を行います。

2 対象世帯

生活保護世帯、就学援助世帯、ひとり親世帯等

3 対象学年

小学3年生から6年生、中学生、高校生等

4 教室開催か所

市内16か所で開催(公民館等)

図表 7 教室参加者の高校進学率等

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
京技准党 泰	生活保護	100%	100%	100%	100%
高校進学率 	就学援助	100%	97. 96%	100%	100%
克拉力 语数	生活保護	0%	2. 60%	0%	0%
高校中退率 	就学援助	0%	0%	0%	0%

【家庭訪問による支援】

子どもの生活・学習支援事業では、学習教室を開催して子どもを受け入れるだけでなく、 家から出ることが難しい子どもの家庭を訪問する取り組みを行っています。

例えば、事情により不登校になってしまった中学生の家庭を、支援員が何度も訪問し、本人と会話を重ね、外出にも同行し、学習教室に参加してもらって学習意欲を高め、学校説明会にも同行し、最終的には高校進学を果たすことができたという実績もあります。

このように、支援を受けること自体が難しい子どもに対する取り組みは、「全ての子どもが 前向きな気持ちで夢や希望を持てるようにする」という観点から非常に重要であり、今後と も、内容の充実を図りながら事業を展開します。

社会資源のネットワーク化

「子どもの生活実態調査」の結果によると、生活困難層においては、所得の他、教育、経験、医療、支払い困難等、多様な面で困難な状況にあることが分かりました。保護者の特徴をみると、現在正社員である割合が低く、子どもとの関わりの面では、親子の会話の頻度や学校行事への参加頻度が低いことが分かりました。また、子どもの特徴をみると、「家族に愛されている」、「人の役に立っている」等といった自己肯定感が低い傾向にあることが分かりました。

このように、生活困難層においては、様々な課題を複合的に抱えている傾向があります。 また、外部からみえにくい課題も多いことから、子どもの貧困対策を進めていく上では、 市が地域の様々な主体と連携して、困難な状況にある子どもやその保護者の孤立化を防ぐと ともに、状況が深刻化する前に適切な支援につなげていく取り組みが必要です。

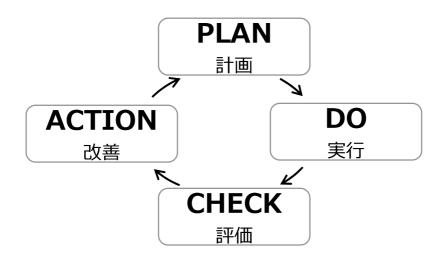
市内には、社会福祉協議会をはじめ、子どもとその保護者に対する支援を行うNPO、民間団体等が多くあります。今後は、社会福祉協議会がこれまで培ってきたネットワーク等を生かしつつ、こうした支援を行う団体と市との連携、支援を行う団体同士の連携をさらに深める取り組みを進めます。そして、困難な状況にある子どもやその保護者に対して、早い段階から支援を行うとともに、継続的なサポートを行うことができる体制づくりを進めます。

第7章計画の推進

1 計画の点検・評価

本計画策定後には、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、計画を推進します。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」等に大きな開きが見受けられる場合には、必要に応じて計画を見直します。



2 児童福祉専門分科会

児童福祉専門分科会は、本計画期間中の各年度において開催するものとします。

委員は、児童福祉分野の学識経験者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者等、様々な 分野から構成されています。

児童福祉専門分科会においては、計画の点検・評価の結果等について審議します。

3 地域や関係機関との連携

<市民や関係団体等との連携>

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、小 学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要で す。

本計画の推進にあたっては、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・ 子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関等との連携を深め、情報の共有化を図 りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子 育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、 子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

<地域の人材の確保と連携>

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者等、地域の様々な子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

<市民・企業等の参加・参画の推進>

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。 計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型の事業の拡充等、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

4 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、子どもの貧困対策推進法等の法制度の趣旨を踏まえるとともに、 県が策定する「埼玉県子育て応援行動計画」における各種施策との整合を図る等、国や県と 連携した取り組みを進めます。



1 川口市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、川口市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(調査審議事項の特例)

- 第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項 を調査審議する。
- 2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第2条第6項に規定する認定こども園に関する 事項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第1 項各号に掲げる事務 に関する事項を含むものとする。
- 3 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 25 条に規定する事項を調査審議する場合にあっては同条に規定する機関と、子ども・子育て支援 法第 77 条第1項各号に掲げる事務に関する事項を調査審議する場合にあっては同項に規定する機関とする。

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

(委員等の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別の事項を調査審議するため置かれた臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

(副委員長)

- 第5条 審議会に、副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用に ついては、委員とみなす。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部(専門分科会にあっては、その審議事項を所管する部)において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

区分	団体名等	役職名等	氏 名
社会福祉事業に 従事する者	学校法人文化学園	理事長	あきぬま よしおみ 浅沼 良臣
学識経験者	川口市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	あんち ま み 庵地 眞見
学識経験者	川口商工会議所	総務広報課 主任	いなだ りょうこ 稲田 涼子
社会福祉事業に 従事する者	埼玉県助産師会川口地区	助産師	っっす 鵜野洲 みどり
社会福祉事業に 従事する者	埼玉県南児童相談所	所長	おがい かずみ 小貝 和己
学識経験者	武蔵野大学	准教授	ぉがゎ ふさこ 小川 房子
学識経験者	埼玉県保育協議会	顧問	thんもち ひろし 剣持 浩
学識経験者	川口市立小学校長会	副会長	しみず けんじ 清水 健治
社会福祉事業に 従事する者	公募委員	会社役員	なかじま ひろかつ 仲島 大勝
学識経験者	連合埼玉川口·戸田·蕨 地域協議会	顧問	なかむら じゅんじ 中村 純司
社会福祉事業に 従事する者	川口市社会福祉協議会	副会長	はやしかいち
学識経験者	十文字学園女子大学	教授	あせ はるみ 布施 晴美
学識経験者	川口市立医療センター	医師	^{やまなみ} さだぉ 山南 貞夫
社会福祉事業に 従事する者	社会福祉法人 けやき福祉会 汽車ぽっぽ第2保育園	園長	かたなべ だいすけ 渡部 大輔

3 計画策定の経緯

	年月日	議事		
	平成 30 年 6月~7月	川口市子どもの生活実態調査の実施		
平成30年度	平成 30 年 7月5日 (木)	平成30年度第1回児童福祉専門分科会 議事1 川口市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況(平成29年度)について 議事2 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の概要について		
	平成30年10月5日(金)	平成30年度第2回児童福祉専門分科会 議事2 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調 査について		
	平成 30 年 11 月~12月	川口市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施		
令	令和元年 6月24日(月)	令和元年度第 1 回児童福祉専門分科会 議事 2 川口市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況(平成 30 年度)について 議事 3 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の策定概要について 議事 4 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の結果について		
和元年度	令和元年 7月29日(月)	令和元年度第2回児童福祉専門分科会 議事1 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画における 量の見込みの算出について 議事2 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の施策体 系について		
	令和元年 8月23日(金)	令和元年度第3回児童福祉専門分科会 議事1 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の骨子に ついて 議事2 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画における 量の見込みの算出について		

		令和元年度第4回児童福祉専門分科会			
	令和元年	議事 1 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画における			
		提供体制の確保方策について			
	10月21日(月)	議事 2 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の素案に			
		ついて			
	今和二年	令和元年度第5回児童福祉専門分科会			
	令和元年	議事 1 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の素案に			
	11月20日(水)	ついて			
	令和元年				
	11月28日(木)	パブリック・コメントの実施			
	~12月27日(金)				
		令和元年度第6回児童福祉専門分科会			
	令和2年	議事 1 第2期川口市子ども・子育て支援事業計画(案)に			
		ついて			
	1月29日(水)	議事2 パブリック・コメントの実施結果について			
		議事3 答申書(案)について			

※子ども・子育て支援事業計画に関連する議事のみ記載

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画

発 行:令和2年3月

令和5年3月 一部見直し

企画・編集:川口市 子ども部 子ども総務課

〒332-8601

埼玉県川口市青木2丁目1番1号

電 話 048-258-1110 (代表)

URL https://www.city.kawaguchi.lg.jp/